

さい。なお、当該調査報告書については、プライバシー及び機密情報保護の観点から部分的な非開示措置を施しております。

2. 業績に与える影響

当社は、第三者委員会の調査報告書の結果を踏まえ、過年度の決算の訂正を行う予定です。

3. 今後の対応

当社は、調査報告書に基づき、過年度の業績訂正を行う予定ですが、その範囲と影響額につきましては、判明次第速やかに開示いたします。

当社は、第三者委員会の調査結果及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定し、必要な対応を進めてまいります。

以 上

平成31年2月12日

イメージ情報開発株式会社 御 中

調査報告書 (開示用)

イメージ情報開発株式会社 第三者委員会

委員長 浜 田 卓二郎

委 員 田 辺 一 男

委 員 志 目 健 二

- 目 次 -

第1. 当委員会の設置について	1
1. 当委員会設置の経緯.....	1
2. 当委員会の構成.....	1
3. 調査の目的.....	1
4. 当委員会の独立性及び調査の実効性の確保のための措置.....	1
5. 調査実施期間.....	2
6. 調査方法.....	2
7. 資料等.....	3
8. 当社関係者及び外部関係者からの事情聴取.....	3
9. 調査期間による制限.....	3
第2. 当委員会の調査事項	4
1. a社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題点の概要.....	4
2. b社及びc社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題点の概要.....	4
(1) b社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題.....	4
(2) 株式会社cに対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題.....	5
3. 当社保有のc社株式取得にかかるのれん償却期間の問題点の概要.....	5
4. 当社保有のc社株式譲渡に伴う同社持分法適用除外の問題点の概要.....	5
5. d社の化粧品原価率変動に関する問題点の概要.....	6
6. e社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題点の概要.....	6
第3. 当社グループの概要（平成30年3月31日時点）	7
1. 当社の概要.....	7
2. 当社の沿革.....	7
3. 当社グループ事業の内容.....	8
4. 業績推移.....	9
(1) 連結.....	9
(2) 個別.....	10
5. 大株主の変遷.....	11
6. 役員の変遷.....	12
第4. 各調査事項の検討	13
1. a社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題.....	13
(1) 前提となる事実.....	13
ア. 当社とa社との関係.....	13

(ア) a 社の概要.....	13
(イ) 資本関係	13
イ. 本件 a 社コンサルタント業務について.....	13
(ア) 稟議書	13
(イ) 本件 a 社コンサルタント業務委託契約書	14
(ウ) 本件 a 社コンサルタント業務委託契約に関する覚書	15
(エ) 本件 a 社コンサルタント業務の対価としての費用の請求.....	15
(オ) 本件 a 社コンサルタント業務の実施.....	15
(カ) 本件 a 社コンサルタント業務の成果.....	17
ウ. 人材派遣業務の実施と対価の支払について	18
(ア) 人材派遣業務に関する契約関係	18
a. 労働者派遣基本契約	18
b. 平成 24 年 2 月 1 日付基本契約に基づく労働者派遣個別契約	18
(イ) 対価の支払.....	19
エ. 業務委託契約について	19
(2) 会計処理上の問題点の検討.....	20
ア. 当委員会の判断	20
イ. 理由	20
(ア) 契約書作成日付及び契約期間について.....	20
a. 問題点の概要	20
b. 当委員会の検討	21
(イ) 2,520 万円の報酬金額に相当するコンサルタントの実態.....	22
a. 問題点の概要	22
b. 当委員会の検討	22
(ウ) 報酬金額が決定された経緯	22
a. 経緯及び問題点の整理	22
(a) 本件 a 社コンサルタント報酬金額と算定方法	22
(b) 平成 26 年 3 月時点における人材派遣費用	22
(c) 本件 a 社コンサルタント報酬と人材派遣費用の関係と疑義	23
b. 当委員会の検討	24
(a) 結論.....	24
(b) 検討.....	24
i. 平成 26 年 2 月以降の派遣スタッフの業務	24
ii. 派遣契約人数の推移及び実際の派遣	24
iii. 派遣スタッフの残業代が請求されている点について	26
(エ) 当社 F 氏から a 社 G 社長に宛てられたメール	26

a. 経緯及び問題点の整理	26
(a) F氏のメール	26
(b) 問題点	27
b. 当委員会の検討	27
(a) 本件 a 社コンサルタント契約関係の実態について	28
(b) 当社の説明	28
(c) 本件メールの検討	28
i. 「派遣の契約をコンサル契約に見せかける」との記載について	28
ii. 「実際の業務処理には何の変更もない状態で、形式的な契約をお願いすることに調整させていただきました。」との記載について	30
iii. 結論	30
(オ) 会計基準に基づく検討	30
a. 2,520 万円の本件 a 社コンサルタント報酬金の売上及び売掛金計上の可否 ..	30
(a) 会計処理の根拠となる基準等	30
(b) 本件 a 社コンサルタント報酬の検討	31
b. 本件アフターサポートに関する人件費等費用計上の必要性	31
(a) 会計処理の根拠となる基準等	31
(b) 本件費用の検討	32
2. b 社及び c 社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題	34
(1) 前提となる事実関係	34
ア. c 社と b 社について	34
(ア) c 社の概要	34
(イ) b 社の概要	34
(ウ) 関係図	35
イ. 業務提携基本契約、事業権利業務協定及び事業コンサルタント契約（当社－c 社）	35
(ア) 業務提携基本契約	35
(イ) 事業権利業務協定書	35
(ウ) 事業コンサルタント契約	36
ウ. コンサルタント業務委託契約（当社－b 社）	36
エ. コンサルタント業務委託契約に関する覚書(当社、b 社、c 社)	37
オ. b 社に対するコンサルタント業務の終了	37
カ. A氏から当社への金員の移動	37
キ. 平成 27 年 9 月の本件 c 社コンサルタント報酬金弁済に関する事情	37
(2) 会計処理上の問題点の検討	38
ア. b 社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題	38

(ア) 当委員会の判断	38
(イ) 理由.....	38
a. 本件 b 社コンサルタント業務に関する売上及び売掛金について	38
(a) 問題点の概要 コンサルタントの実態について.....	38
(b) 当委員会の検討.....	39
i. 当社の活動と成果.....	39
ii. 報酬金額について	40
b. 本件 b 社コンサルタント業務に関する売掛金の消滅について	40
(a) 問題点の概要	40
(b) 当委員会の検討.....	40
(ウ) 会計基準に基づく検討	41
a. 会計処理の根拠となる基準等.....	41
b. 本件 b 社コンサルタント業務に関する売上及び売掛金についての検討.....	41
イ. c 社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題.....	41
(ア) 当委員会の判断	41
(イ) 理由.....	42
a. 本件 c 社コンサルタント契約の実態について	42
(a) 問題点の概要	42
(b) 当委員会の検討.....	42
i. 本件覚書の文言.....	43
ii. c 社事業と b 社事業の関係	43
iii. c 社事業の遅延.....	43
iv. 合意当事者による説明.....	43
(c) 小括.....	44
b. 本件 c 社コンサルタント業務に関する売掛金の消滅について	44
(a) 問題点の概要	44
(b) 当委員会の検討.....	45
i. 金銭消費貸借契約の締結	45
ii. A 氏からの入金と領収証の発行	46
iii. 金銭授受と c 社による弁済	46
(ウ) 会計基準に基づく検討	47
a. 会計処理の根拠となる基準等.....	47
b. 本件 c 社コンサルタント業務に関する売掛金についての検討	48
ウ. c 社に対する売上について.....	48
(ア) 問題の所在.....	48
(イ) 当委員会の判断と理由	48

エ. 貸付金の未収利息について.....	49
(ア) 当委員会の判断	49
(イ) 会計基準に基づく検討	49
オ. 関連当事者注記について	49
(ア) 当委員会の判断	49
(イ) 根拠条文	50
3. 当社保有の c 社株式取得にかかるのれん償却期間の問題.....	51
(1) 前提となる事実関係.....	51
ア. 事業協定及び事業コンサルタント契約.....	51
(ア) 業務提携基本契約.....	51
(イ) 事業権利業務協定書.....	51
(ウ) 事業コンサルタント契約.....	51
イ. c 社株式の取得	52
ウ. c 社事業の見積もりと実際の売上について	52
エ. 償却期間の変更	52
(2) 会計処理上の問題点.....	52
ア. 当委員会の判断	52
イ. 理由	53
(ア) 問題点の概要	53
(イ) 当委員会の検討	53
a. 当社の説明.....	53
b. c 社事業の遅延	53
c. c 社株式取得後の c 社事業実績.....	54
d. 当社の意図.....	54
イ. 会計基準に基づく検討.....	55
(ア) 会計処理の根拠となる基準等	55
(イ) c 社株式取得にかかるのれん償却期間についての検討	55
4. 当社保有の c 社株式譲渡に伴う同社持分法適用除外の問題	56
(1) 前提となる事実関係.....	56
ア. c 社株式譲渡契約	56
イ. 当社取締役会決議	56
ウ. A氏からG氏への貸付等と譲渡の実行.....	56
エ. G氏による本件株式譲渡契約関係の確認.....	57
オ. A氏への代物弁済と第三者への株式譲渡.....	57
(2) 会計処理上の問題点の検討.....	58
ア. 当委員会の判断	58

イ. 理由	58
(ア) 問題点① 本件株式譲渡の実態について	58
a. 問題点の概要	58
b. 当委員会の検討	59
(a) 代物弁済の約定について	59
(b) 当社からA氏への金員の流れについて (56頁の図の③)	59
(c) 当社と会計監査人のメールとc社支配の意図の有無	60
i. 平成27年2月22日のメール	60
ii. 平成27年3月16日のメール	61
(d) 本件株式譲渡についての当社の意図	61
(イ) 問題点② 会計対策の意図について	62
a. 問題点の概要	62
b. 当委員会の検討	62
(a) 結論	62
(b) 本件株式譲渡の目的について	62
i. c社から当社への要請	62
ii. 当社の判断	63
ウ. 会計基準に基づく検討	63
(ア) 会計処理の根拠となる基準等	63
(イ) 本件についての検討	64
5. d社の化粧品原価率変動に関する問題	67
(1) 前提となる事実関係	67
ア. d社、m社及びn社の概要	67
(ア) d社の概要	67
(イ) m社の概要	67
(ウ) n社の概要	67
イ. d社の事業について	68
ウ. d社の化粧品取引と原価率について	68
(2) 会計処理上の問題点の検討	69
ア. 当委員会の判断	69
イ. 理由	69
(ア) 問題点の概要	69
(イ) 当委員会の検討	69
a. 当社の説明	69
b. 原価率変更の適切性	70
ウ. 会計基準に基づく検討	70

(ア) 会計処理の根拠となる基準等	70
(イ) 本件の検討.....	71
6. e社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題	73
(1) 前提となる事実関係.....	73
ア. f社との売買契約	73
イ. 債務の履行状況.....	73
ウ. e社とのコンサルタント契約	73
(ア) 稟議.....	73
(イ) コンサルタント業務委託契約の締結.....	74
エ. 債務承認弁済契約	74
(ア) 契約①.....	74
(イ) 契約②.....	74
オ. 金銭消費貸借契約	75
(2) 会計処理上の問題点.....	75
ア. 当委員会の判断.....	75
イ. 理由	75
(ア) コンサルタント契約関係の実態.....	75
a. 問題点の概要	75
b. 当委員会の検討	76
(a) 当社の説明	76
(b) 本件e社コンサルタント契約の実態の検討.....	76
i. 契約関係の整理.....	76
ii. 本件e社コンサルタント契約の実態.....	76
ウ. 会計基準に基づく検討.....	77
(ア) 会計処理の根拠となる基準等	77
(イ) 本件の検討.....	77
第5. 再発防止策の提言	78
1. コンプライアンス意識改革の必要性.....	78
(1) 企業トップの意識改革の必要性	78
ア. 問題点.....	78
イ. 改善策.....	78
(2) 企業内組織間の管理及び牽制の必要性	78
ア. 問題点.....	78
イ. 改善策.....	79
2. ガバナンス強化の必要性.....	79
(1) 問題点	79

(2) 改善策	80
3. 法務担当部門及び経理担当部門の充実の必要性	80
(1) 問題点	80
(2) 改善策	81

第1. 当委員会の設置について

1. 当委員会設置の経緯

イメージ情報開発株式会社（以下「当社」という。）は、外部からの指摘により、当社における不正会計の可能性を認識したことから、客観的かつ専門的な見地より、会計処理に疑義のある取引等について、独立性を確保した調査委員会による調査を行い、事実関係を正確に把握して問題点を解明する必要があると判断したことから、平成30年12月14日付で、当社の過年度決算における不適切な会計処理等に係る事実確認等を目的として、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

2. 当委員会の構成

委員長 浜田卓二郎（弁護士）
委員 田辺一男（弁護士）
委員 志目健二（公認会計士）

委員補助者 成田まどか（公認会計士）

当委員会の運営は、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠しており、当委員会の委員長及び委員は、当社とは何らの利害関係を有していない。

3. 調査の目的

当委員会が実施した調査の目的は、以下のとおりである。

- ① 当社が外部から指摘された不正会計の可能性にかかる問題点の調査を行い、事実関係を把握したうえで、当社が行った会計処理が適切であったかを判断する。
- ② 上記①の判断を踏まえて、当社が行うべき適切な会計処理について検討を行う。
- ③ 上記①及び②を踏まえ、再発防止策を提言する。

4. 当委員会の独立性及び調査の実効性の確保のための措置

当委員会は、その独立性を確保し、実効的な調査を実現することを目的として、以下の事項を当社と合意した。

- ① 当委員会の委員及び調査補助者の選解任権は当委員会の委員長に専属するものとし、当社は、かかる権限の行使に関し、意見の申述を含む、一切の影響力の行使をすることができないこと。
- ② 当社は当委員会に対し、当社が有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスを保障するものとし、当委員会が必要と認める当社の役職員に対し、当委員会による調査に対する優先的な協力を業務として命令すること。
- ③ 当委員会は、調査報告書の作成に当たり、収集した証拠に基づき、自由心証により事実認定を行うこと。
- ④ 調査報告書の起案権は当委員会に専属すること。
- ⑤ 当委員会は、調査により判明した事実及びその評価を、当社の現経営陣に不利になると考えられる場合であっても、調査報告書に記載すること。
- ⑥ 当委員会は、調査報告書の提出前に、その全部又は一部を当社に開示しないこと。
- ⑦ 当社は、調査報告書を受領したときは、原則として、遅滞なくかつ内容を省略し又は改変することなく、当委員会が適切と認める方法で開示すること。
- ⑧ 当委員会が必要と認めるときは、当委員会自ら、調査報告書の全部又は一部を公表することができること。
- ⑨ 当委員会の委員及び調査補助者は、当社に対して、当社及び当社関係者の利益を図る義務という趣旨での忠実義務を負わないものとする。
- ⑩ 当委員会が当社に対して報告すべき事項及びその時期等については、当委員会自らが決定できること。

5. 調査実施期間

当委員会の調査期間は、平成 30 年 12 月 14 日～平成 31 年 1 月 31 日である。

6. 調査方法

当委員会は、当社関係者及び外部関係者から開示された資料、当社関係者及び外部関係者に対する事情聴取並びに一般に入手可能な公開情報に基づき調査を実施した。なお、当委員会の調査は、任意調査の性質による制約があった。

7. 資料等

当委員会は当社の会計処理に疑義が生じる可能性のある取引等を確認するために、各種議事録、契約書、財務諸表、経理関係書類、社内規程類及び電子データ等の調査を行った。

8. 当社関係者及び外部関係者からの事情聴取

当委員会は、本調査対象事項に関わりを有すると思われる当社関係者、及び外部関係者に対する事情聴取を実施した。

9. 調査期間による制限

当委員会の調査期間は平成30年12月14日から、年末年始期間を経て平成31年1月末日までであり、営業日数では29日という短期間による調査であった。

当社より委託された調査事項は多岐にわたり、本来であれば、少なくとも2か月～2か月半の調査期間を要するところであるが、当社の平成31年第3四半期決算の日程より、当委員会の報告書提出日は平成31年2月12日頃と指定された。

以上の事情に鑑み、当委員会は、限られた調査期間の中で調査の責任を果たすためには、すべての問題点にわたり、判断のために必要性の高い調査の実施を優先することとし、包括的なデジタル・フォレンジック調査の実施は困難と判断せざるを得なかった。

第2. 当委員会の調査事項

1. a社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題点の概要

当社は、平成26年3月期決算において、a株式会社（以下、「a社」という。）からのコンサルタント報酬を売上として計上した。当該コンサルタント報酬は、平成26年1月31日付「コンサルタント業務委託契約書」に基づくものであった。

当社は、a社に対して、本件コンサルタント業務の他、人材派遣業務を行っていた。当該人材派遣業務スタッフは平成26年2月～平成27年1月までの期間においても継続して派遣されていたが、a社から当社に対して対価としての報酬は支払われていない。

そこで、本件コンサルタント業務の報酬の金額が人材派遣業務の報酬額と同額であるとの指摘、その他事情から、本来は、平成26年3月期以降に計上されるべき人材派遣業務の対価としての報酬を本件コンサルタント業務の報酬に置き換え、不正に平成26年3月期に前倒計上したのではないかとの指摘がされている。

2. b社及びc社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題点の概要

(1) b社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題

当社は、有限会社b（以下「b社」という。）との間で、平成26年1月にコンサルタント契約を締結した。

平成27年9月、当社は、同契約に基づくコンサルタント報酬として2,625万円を回収したものとし会計処理を行った。

ところが、当社は、b社へのコンサルタント報酬債権を回収したものとし会計処理を行っているものの、実際にb社から当社へ報酬相当額の金員が送金されて支払われたことはなく、実際は、当社代表取締役A氏が直接当社に報酬相当額を持ち込み支払ったことを受けて行った処理であった。

このような事情があることから、当該会計処理に対して、①b社とのコンサルタント契約は実態がないもので、報酬の売上計上は架空のものではないか、②報酬の売上計上に問題が無いとしても、当社A氏からの支払いを以て回収したものとした会計処理は適正なものではなかったのではないかと、との指摘がされている。

(2) 株式会社cに対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題

ア. 当社と株式会社c（以下、「c社」という。）との間において、コンサルタント契約が締結されているところ、b社がコンサルタントの対価としての報酬を当社に支払えば、それをc社のコンサルタント報酬の支払いに充て免除する趣旨と解釈され得る合意が存在する。

そこで、c社とのコンサルタント契約関係は実態を伴わない架空のものであり、その報酬金を売上と計上したのは、不適切な会計処理ではないかとの指摘がされている。

イ. 当社がc社に対して有していた債権については、平成27年3月期の監査結果報告書において、平成27年9月中に弁済がされなかった場合には、貸倒引当金を計上するとされていたが、平成27年9月に、当社は当該債権について弁済を受けたものとし、売掛金を消滅する会計処理がなされた。

ところが、この弁済は、当社A氏が必要資金をc社に貸付をして弁済がなされたものであるから、実態として債権は消滅せず、貸倒引当金を計上しなかった会計処理は不適切ではないか、との指摘がされている。

3. 当社保有のc社株式取得にかかるのれん償却期間の問題点の概要

当社は、平成25年にc社株式1,000株を取得し、そののれんを計上した。当初は、当該のれんの償却期間を5年としたが、その後償却期間を10年と変更している。

この変更につき、利益をより多く計上する不正の意図による操作であり、不適切な会計処理ではないかとの指摘がされている。

4. 当社保有のc社株式譲渡に伴う同社持分法適用除外の問題点の概要

当社は、平成27年3月、c社の株式を譲渡し、同社を「投資会社が被投資会社の純資産及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法」（企業会計審議会、連結財務諸表原則注解17の1。以下「持分法」という。）の適用関連会社から除外した結果、連結決算において6,000万円の特別利益が計上された。

c社株式譲渡に際しては、譲受人であるG氏が、a社から借り入れをして、当社に代金の支払いをした。

もっとも、その後、当社A氏からG氏にこれとほぼ同額の金銭が貸付けられていること等の事情から、G氏はc社株式につき実質的には譲渡を受けておらず、当社は、c社に対する影響力を変わらず維持しつつも、特別利益を計上する目的で、持分法適用会社から除外した処理は、不適切な会計処理で

はないかという指摘がされている。

5. d社の化粧品原価率変動に関する問題点の概要

d株式会社（以下「d社」という。）は、当社が発行済株式の100%を保有する連結子会社である。

d社は、化粧品販売事業を展開していたところ、平成27年1月以降、化粧品製品の原価率が大幅に減少していることから、作為的に利益計上を行った不適切な会計処理ではないかとの指摘がされている。

6. e社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題点の概要

当社は、f株式会社（以下「f社」という。）との間で、当社製品をf社に代金3,000万円で販売する売買契約を締結した。

ところが、当社はf社から当該代金3,000万円の支払を受けることが出来なかったところ、上記売買契約において、f社が負う代金債務につき連帯保証人となっていたT氏が代表者を務める株式会社e（以下「e社」という。）との間においてコンサルタント業務委託契約が締結されたが、当該コンサルタントの業務の実態は疑わしく、架空の売上計上の不適切な会計処理ではないかとの指摘がされている。

第3. 当社グループの概要（平成30年3月31日時点）¹

1. 当社の概要

会社名	イメージ情報開発株式会社
代表者の氏名	代永 衛
所在地	本店：東京都千代田区神田猿樂町 2-4-11 犬塚ビル 1F
設立	昭和50年10月
資本金	4億6,705万円
従業員数	連結：55人（平成30年3月31日現在）
事業内容	IT 戦略の支援及びシステムの設計構築事業、システムの運用及び保守の業務委託事業、情報通信機器、システムソフトウェアの仕入れ販売事業、パッケージソフトウェアの製造販売事業、化粧品の販売事業、集金代行業務、会員管理業務等の受託及びインターネット決済サービス事業及び人材サービス等の提供事業

2. 当社の沿革

昭和50年10月	東京都杉並区において、イメージ情報開発株式会社設立
昭和51年4月	コンピューターデータとイメージデータを複合処理する事業を開始
昭和55年12月	本社事業所を東京都港区新橋に移転
昭和59年4月	システムインテグレーション業務に進出
昭和61年3月	メディア開発センターを開設
平成10年9月	商店街向けクレジットサービス包括契約処理センター開設
平成16年4月	セキュリティサービス販売を開始
平成17年9月	インターネットデータセンター開設
平成18年4月	プライバシーマーク取得 大阪証券取引所へラクロス（現：東京証券取引所 JASDAQ グロース）へ株式上場
平成19年5月	本社事業所を東京都港区芝大門に移転
平成21年8月	NSセミコン株式会社を株式取得により連結子会社化
平成21年12月	子会社イクオス株式会社（現：株式会社ヴァージンメディカル）設立
平成23年7月	本社事業所を東京都千代田区猿樂町に移転
平成24年9月	株式会社インスパイア（現：株式会社アンダース）を株式取得により

¹ イメージ情報開発株式会社第43期有価証券報告書記載その他イメージ情報開発株式会社グループ作成資料に依拠し、整理したものである。

	連結子会社化
平成 24 年 12 月	NS セミコン株式会社を株式売却により連結子会社から除外
平成 25 年 8 月	株式会社北栄を株式取得により持分法適用関連会社化
平成 25 年 10 月	株式分割（200分割）実施
平成 27 年 3 月	株式会社北栄を株式の一部売却により持分法適用関連会社から除外
平成 27 年 12 月	株式会社アンダース（旧：株式会社インスパイア）を株式売却により連結子会社から除外
平成 29 年 10 月	子会社 イメージ情報システム株式会社 設立 エクストップエスオー株式会社（現：株式会社アイデポルテ）を連結子会社化
平成 30 年 3 月	第 1 回 新株予約権発行

3. 当社グループ事業の内容

連結子会社を含む当社グループは、業務改革や課題解決を進める企業に対し、IT 戦略の支援からシステムの設計構築・運用保守・業務アウトソーシング等の総合的なサービスを提供している。

特定のメーカーやパッケージソフト等に依存せず、顧客企業のビジネス戦略に沿った柔軟なシステム実現、ワンストップでの総合的なサービス提供を特徴としている。

当社グループ事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりである。

① コンサルティング／設計／構築事業

当事業においては、主に IT 戦略の支援及びシステムの設計構築を行っている。

② 運用／保守事業

当事業においては、主にコンサルティング／設計／構築事業において顧客に提供したシステムの運用・保守業務を受託している。

③ 商品販売事業

当事業においては、情報通信機器、ソフトウェアの仕入／販売、自社開発のパッケージソフトウェアの製造／販売及び化粧品の販売を行っている。

④ BPO／サービス事業

当事業においては、決済処理業務や会員管理業務等を受託している。

4. 業績推移

(1) 連結

回次	第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期
決算年月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
売上高(千円)	883,536	839,188	1,253,195	804,286	815,110
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	4,159	△178,907	62,802	△42,632	5,576
親会社株主に帰属する当 期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失 (△)(千円)	12,632	△76,706	37,421	△255,123	△320,302
包括利益(千円)	17,867	△88,138	36,361	△255,092	△320,052
純資産額(千円)	639,503	594,078	641,107	386,015	73,309
総資産額(千円)	978,099	921,408	983,078	662,160	387,122
1株当たり純資産額(円)	383.76	356.50	384.73	231.65	36.71
1株当たり当期純利益金 額又は当期純損失金額 (△)(円)	7.58	△46.03	22.46	△153.10	△191.95
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	65.1	64.5	65.2	58.3	15.8
自己資本利益率(%)	2.0	-	6.1	-	-
株価収益率(倍)	146.8	-	39.9	-	-
営業活動によるキャッシ ュ・フロー(千円)	△100,695	△38,797	138,630	△24,682	17,356
投資活動によるキャッシ ュ・フロー(千円)	△35,113	△23,022	△23,294	△148	△56,073
財務活動によるキャッシ ュ・フロー(千円)	58,497	2,397	△32,609	25,001	647
現金及び現金同等物の期 末残高(千円)	89,433	30,011	112,737	112,907	74,838

(2) 個別

回次	第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期
決算年月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
売上高(千円)	665,433	609,350	1,090,196	734,043	489,236
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	67,353	△49,906	73,728	△39,411	△4,038
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	34,434	△30,165	29,553	△251,593	△319,694
資本金(千円)	467,050	467,050	467,050	467,050	467,050
発行済株式総数(株)	1,780,000	1,780,000	1,780,000	1,780,000	1,780,000
純資産額(千円)	634,572	597,766	626,964	375,402	54,126
総資産額(千円)	891,032	858,603	943,064	625,301	257,599
1株当たり純資産額(円)	380.80	358.72	376.25	22,528	30.71
1可株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当 額)(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金 又は当期純損失金額(△) (円)	20.66	△18.10	17.74	△150.98	△191.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金 額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	71.2	69.6	66.5	60.0	19.9
自己資本利益率(%)	5.6	-	4.8	-	-
株価収益率(倍)	53.9	-	50.5	-	-
配当性向(%)	-	-	-	-	-
従業員数〔外、平均臨時 雇用者数〕(名)	61 〔2〕	63 〔2〕	63 〔3〕	58 〔2〕	55 〔2〕

5. 大株主の変遷

大株主の状況	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
1	株式会社 イメージ企画 (34.38%)	株式会社 イメージ企画 (34.38%)	株式会社 イメージ企画 (34.38%)	株式会社 イメージ企画 (34.38%)	株式会社 イメージ企画 (36.73%)
2	株式会社 NBI (15.17%)	株式会社 NBI (15.17%)	株式会社 NBI (15.17%)	株式会社 NBI (15.17%)	株式会社 NBI (16.20%)
3	代永 衛 (13.48%)	代永 衛 (13.48%)	代永 衛 (13.48%)	代永 衛 (13.48%)	代永 衛 (14.40%)
4	イメージ情報 開発株式会社 (6.38%)	イメージ情報 開発株式会社 (6.38%)	イメージ情報 開発株式会社 (6.38%)	イメージ情報 開発株式会社 (6.38%)	長峰 貴博 (2.40%)
5	日本証券金融 株式会社 (2.46%)	株式会社 SBI 証券 (2.75%)	みずほ証券株 式会社 (2.58%)	奥平 健一 (2.25%)	第一生命保険 株式会社 (2.40%)
6	第一生命保険 株式会社 (2.25%)	日本証券金融 株式会社 (2.36%)	第一生命保険 株式会社 (2.25%)	第一生命保険 株式会社 (2.24%)	代永 英子 (1.74%)
7	中根 近雄 (1.69%)	第一生命保険 株式会社 (2.25%)	岡田 秀一 (1.75%)	代永 英子 (2.19%)	岡田 秀一 (1.49%)
8	イメージ情報 開発従業員持 株会(1.43%)	奥平 健一 (2.07%)	代永 英子 (1.67%)	中根 近雄 (1.62%)	中根 近雄 (1.44%)
9	代永 英子 (1.34%)	中根 近雄 (1.63%)	中根 近雄 (1.63%)	岡田 秀一 (1.44%)	沖電気工業株 式会社 (1.20%)
10	沖電気工業株 式会社 (1.12%)	山成 勝之 (1.21%)	山成 勝之 (1.21%)	山成 勝之 (1.26%)	イメージ情報 開発従業員持 株会(1.16%)

6. 役員の変遷

氏名	役職	平成 24 年 6 月～	平成 26 年 6 月～	平成 28 年 6 月～	平成 30 年 6 月
		平成 26 年 6 月	平成 28 年 6 月	平成 30 年 6 月	～
代 永 衛	代表取締役	→			
	取締役	→			
岡 本 明	取締役	→		平成 26 年 11 月 30 日辞任	
細川 一雄	取締役	→			
	社外取締役	→		平成 26 年 12 月 3 日社外取締役登記 平成 29 年 6 月 28 日辞任	
佐藤 将夫	取締役	平成 26 年 6 月 27 日就任 →			
片柳 依久	取締役	平成 28 年 6 月 29 日就任 → 平成 30 年 6 月 27 日退任			
長峰 貴博	取締役	平成 29 年 6 月 28 日就任 →			
永井 敬一	取締役	平成 30 年 6 月 27 日就任 → 同年 9 月 28 日辞任			
陣野原博幸	監査役	→			
丸山 晃史	社外監査役	→		平成 28 年 2 月 13 日死亡	
宮本 史雄	監査役	平成 26 年 6 月 27 日就任 →			
	社外監査役	→		平成 26 年 12 月 3 日社外監査役登記 平成 29 年 6 月 28 日退任	
藤 井 篤	社外監査役	平成 28 年 2 月 19 日就任 → 平成 29 年 6 月 28 日退任			
鹿野 裕司	社外監査役	平成 29 年 6 月 28 日就任 →			
日原 仰起	社外監査役	平成 29 年 6 月 28 日就任 →			

第4. 各調査事項の検討

1. a社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題

(1) 前提となる事実

ア. 当社とa社との関係

(ア) a社の概要

商号	a株式会社
本店	東京都江戸川区
会社成立の年月日	平成11年
目的	コンピュータソフトウェアの開発、設計、販売、
保守	コンピュータプログラムの開発、販売及びコンサルタント業務
	コンピュータ操作技術者の養成並びにその人材派遣
	その他

(イ) 資本関係

平成16年10月28日、当社がa社の株式200株を取得し、現在まで保有。

発行済み株式総数に対する割合は、取得当時2.68%であり、現在は2.53%である。

イ. 本件a社コンサルタント業務について

(ア) 稟議書

平成26年1月31日、当社経営管理室B氏（以下「B氏」という。）より最終決裁者を当社代表取締役A氏として、当社とa社との間におけるコンサルタント業務の契約締結に関し、件名：「a株式会社と「コンサルタント業務委託契約書」を締結する件」として「稟議書」が作成された（以下、当該コンサルタントを「本件a社コンサルタント」という。）。

当該「稟議書」には、以下の内容が記載されている。

a 株式会社とは、当社が人材派遣会社として現在 3 名の社員を派遣しております。この度、総合的な営業支援を行う目的でコンサルタント業務を受託することで合意いたしました。

契約書上は、平成 26 年 2 月 1 日から最長 1 年としておりますが、3 月末日までには完了する予定であります。

なお、現在 a 社で勤務している 3 名の当社社員は引き続きそのフォローを継続して行います。当該 3 名の通常勤務時間の人件費は当社の販売管理費として計上され、時間外の a 社からの要請に関わる人件費相当額は a 社に請求することといたしました。

- (1) 契約内容 コンサルタント業務委託契約
- (2) 契約日 平成 26 年 1 月 31 日
- (3) 契約期間 平成 26 年 2 月 1 日から最長 1 年で検収書受領日までの期間
- (4) 契約金額 2,520 万円（消費税別）
- (5) 担当部署 セキュリティ事業推進プロジェクト

なお、「至急扱いのため経営管理室の起案としました。」とのコメントが記載されている。

(イ) 本件 a 社コンサルタント業務委託契約書

a 社を「甲」、当社を「乙」として、平成 26 年 1 月 31 日付「コンサルタント業務委託契約書」が作成されている。

内容は、要旨以下のとおりである。

- ① 本件 a 社コンサルタント業務の内容
「当社は a 社の製品の販売促進において新規顧客を開拓し、担当部署・担当者の啓蒙、紹介、助言を行う。」
- ② 本件 a 社コンサルタント業務の対価
金 2,520 万円（消費税別）
- ③ 契約期間
平成 26 年 2 月 1 日から最長 1 年間とし、当社から a 社に対する本件業務が完了した時点で甲は乙に検収書を交付し終了する。

(ウ) 本件 a 社コンサルタント業務委託契約に関する覚書

a 社を「甲」、当社を「乙」として、平成 26 年 1 月 31 日付「コンサルタント業務委託契約に関する覚書」が作成されている。

内容は、要旨以下のとおりである。

① 本件 a 社コンサルタント業務の契約金の支払方法

平成 26 年 3 月末日を初回として 12 回に分納して支払う。

② コンサルタント業務に関わる費用

甲の要請により乙の社員である D 氏及び E 氏が就業時間を超過して勤務した時間相当の費用は、甲が負担する。

③ 業務サポート

乙は本件 a 社コンサルタント業務委託契約が終了した翌日から平成 27 年 1 月末日までを期限として、甲の要請により当該契約に関わる業務をサポートする。当業務サポートにおいて発生する費用については②と同一の内容とする。

(エ) 本件 a 社コンサルタント業務の対価としての費用の請求

当社から a 社に対し、平成 26 年 12 月 26 日付「請求書」にて以下の内容の請求が行われた。

① 請求金額 2,530,990 円（原文ママ）

② 請求概要 コンサルティング料 2014/12

③ 内訳

・ コンサルティング料	2,100,000 円
・ コンサルティング料消費税等（5%）	105,000 円
・ 超過勤務費用 C 氏 2014/12	10 円
・ 超過勤務費用 D 氏 2014/12	164,750 円
・ 超過勤務費用 E 氏 2014/12	137,093 円
・ 超過勤務費用消費税等（8%）	24,147 円

(オ) 本件 a 社コンサルタント業務の実施

当社は、本件 a 社コンサルタント業務を以下のとおりに実施したことが認められる。

① 本件 a 社コンサルタント業務の具体的な目的

a 社のセキュリティーソフトを拡販するための接点を提供し販

売を促進する。特に、防衛省関連（防衛省、陸海空自衛隊、防衛産業）への直接販売を重点とする。

② 実施期間

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

③ 実施内容²

平成 25 年 4 月 3 日	防衛省出身である当社元取締役 F 氏（以下、「F 氏」という。）が防衛省のネットセキュリティー関連の公益財団法人や各種セミナーに出席し、a 社製品の販売を促進する活動を行った ³ 。
平成 25 年 5 月	当社 F 氏が、防衛大学校 H 教授に a 社製品のセールス活動を実施。防衛大学校より、製品試用の依頼申入れがされ、a 社の担当者から防衛大学校 H 教授に製品に関する説明の機会を経て試用されるに至った ⁴ 。
平成 25 年 10 月	防衛大学校において、a 社製品を導入することの検討が進められた ⁵ 。
平成 25 年 12 月中旬～平成 26 年 2 月	平成 26 年 2 月 13 日の製品展示セミナーに向けて、主催者である公益財団法人 g 協会との間で、a 社の同セミナー展示に向けた調整を進めた。
～平成 26 年 2 月 12 日	公益財団法人 g 協会主催の「情報セキュリティー技術セミナー」において、a 社の製品を展示するために、同協会業務部との間で準備のための打ち合わせ

² 当社 F 氏作成「a 社へのコンサルティングの進捗状況」と題する書面

³ 平成 25 年 4 月 5 日、当社 F 氏から a 社 G 氏に宛てられた活動報告メール

⁴ 平成 25 年 7 月中に、当社 F 氏、防衛大学校 H 教授及び a 社担当者との間で交わされたメールのやりとり。

⁵ 防衛大学校 H 教授から当社 F 氏に宛てられたメール。a 社製品には有用性が認められ、導入に向けた推薦を得られることが伝達されている。

	を行った ⁶ 。
平成 26 年 2 月 13 日	公益財団法人 g 協会主催の「情報セキュリティ技術セミナー」会場ブースを設け、a 社の「セキュリティプラットフォーム」及び「ディフェンスプラットフォーム」の展示とデモンストレーションを行った。
平成 26 年 3 月 20 日	第 108 回 h 研究会にて、a 社 G 氏による講演を実施する機会を実現した。同研究会は、a 社が取引を希望していた防衛省の関係者が出席する会であった。 「ディフェンスプラットフォームがウイルスを全て補足する」と題し、a 社の総合セキュリティソフトの宣伝が行われ、a 社が取引を希望する防衛省関係者へのアピールが実現した。

(カ) 本件 a 社コンサルタント業務の成果⁷

当社は、本件 a 社コンサルタント業務委託契約に基づき、a 社の新規顧客の開拓、その他営業サポートを実施した。

具体的には、当社 F 氏が有する独自の防衛省関係者との人間関係を頼り、a 社を防衛省及び防衛関係企業へ紹介するために、セキュリティソフト等の展示会への参加を可能にした⁸。

その後、a 社と防衛省との取引が実現し、平成 31 年 1 月現在においても取引関係が継続している⁹。

その他、a 社と株式会社 I や J 関連企業との間において商談が開始された。

⁶ 当社 F 氏と公益財団法人 g 協会防衛基盤研究センター業務部の間でやりとりされたメール

⁷ a 社から当社に宛てて発行された平成 26 年 5 月 13 日付「取引内容確認書」

⁸ 当社 F 氏と防衛省関係者とのメール、及び F 氏からのヒアリング

⁹ a 社 G 氏からのヒアリング

ウ. 人材派遣業務の実施と対価の支払について

(ア) 人材派遣業務に関する契約関係

a. 労働者派遣基本契約

当社と a 社の間で、当社が雇用する労働者を a 社に派遣し、a 社が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させる旨の労働者派遣基本契約が締結された（以下、「基本契約」という。）。契約書作成日付は、平成 24 年 2 月 1 日である。

派遣の対価としての料金は、個別契約締結の都度、業務内容等により協議により定めるとされている。

b. 平成 24 年 2 月 1 日付基本契約に基づく労働者派遣個別契約

当社と a 社は、基本契約に基づき、各労働者派遣個別契約（以下、「個別契約」という。）を締結した。各労働者の派遣期間及び派遣費用は以下のとおりである。

① 期間

- I C 氏 …… 平成 24 年 2 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日
平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日
- II D 氏 …… 平成 24 年 2 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日
平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日
平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
平成 27 年 2 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日
- III E 氏 …… 平成 24 年 6 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日
平成 24 年 9 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日
平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
平成 27 年 2 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
平成 27 年 4 月 1 日～（平成 27 年 9 月 30 日）
→平成 28 年 9 月 30 日に変更
- IV …氏 …… 平成 24 年 2 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日
平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日
- V …氏 …… 平成 24 年 5 月 14 日～平成 24 年 8 月 31 日
- VI …氏 …… 平成 24 年 5 月 14 日～平成 24 年 8 月 31 日

② 派遣費用

- I C氏 …… ・平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日の個別契約
 - ・派遣基本費用：月額 80 万円
- II D氏 …… ・平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の個別契約
 - ・派遣基本費用：月額 60 万円
 - ・1 日実働 7. 5 時間を超える時間外は換算時間単価の 25%増し
 - ・深夜時間（22 時～翌日 5 時）は換算時間単価の 50%増
 - ・休日は換算時間単価の 35%増し
- III E氏 …… ・平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の個別契約
 - ・派遣基本費用：月額 70 万円
 - ・1 日実働 7. 5 時間を超える時間外は換算時間単価の 25%増し
 - ・深夜時間（22 時～翌日 5 時）は換算時間単価の 50%増
 - ・休日は換算時間単価の 35%増し

(イ) 対価の支払

平成 24 年 2 月以降、平成 28 年 9 月までの間、当社から a 社へ毎月 1～6 名の人材が派遣されている。

その対価は、毎月末日に当月分を請求し、支払が行われてきた。

もっとも、平成 26 年 2 月分～平成 27 年 1 月分までの 12 か月分については、当社から a 社への人材派遣料の請求はされず、支払もされていない。

なお、当該 12 か月の間においては、およそ 3 か月程に一度の a 社と当社との協議、その他都度の a 要請に基づき派遣人数が決定され、2～3 名のスタッフが a 社で業務に従事していた¹⁰。

エ. 業務委託契約について

当社と a 社は、当社が a 社の製品の販売促進において新規顧客を開拓し、担当部署・担当者の啓蒙、紹介、助言を行うことを業務とする業務委

¹⁰ a 社 G 氏、当社 B 氏からのヒアリング

託契約が締結された。契約書作成日は、平成 27 年 2 月 1 日である。

本件業務の対価として、月額 40 万円（税別）が支払うことが約されている。

（２）会計処理上の問題点の検討

ア．当委員会の判断

当委員会は、当社が、平成 26 年 3 月期において、a 社に対する本件 a 社コンサルタント報酬金 2,520 万円（税抜）を売上及び売掛金として計上した会計処理に不適切な点はなかったものと判断する。

もともと、当該売上及び売掛金の計上は、以下詳述するとおり、当社が、本件 a 社コンサルタント契約に基づく活動の成果の適切な評価を受け、妥当な報酬金額として合意決定されたものであり、営業政策上の交渉として、無報酬のアフターサポートが付随するものであった。

したがって、翌期以降無報酬とすることが合意された平成 26 年 4 月～平成 27 年 1 月までの当社スタッフによるアフターサポートにかかると見込まれる費用については、平成 26 年 3 月期に引当金を計上する修正が必要になる可能性があるものとする。

イ．理由

（ア）契約書作成日付及び契約期間について

a．問題点の概要

本件 a 社コンサルタント契約書の作成日付は、平成 26 年 1 月 31 日とされている。しかし、同年 4 月 10 日の時点において、当該契約書が作成されていないことを示すメールが存在することから、実際に当該契約書が作成されたのは、平成 27 年 4 月 10 日以降であると認められる。

また、契約書では、本件 a 社コンサルタント契約は、「平成 26 年 2 月 1 日から最長 1 年間」とされており、売上を計上した平成 26 年 3 月 31 日時点までとなると、契約期間は 2 か月ということになる。

よって、契約書の作成日や契約書上の契約期間からすれば、平成 26 年 3 月期に 2,520 万円もの対価を収受できるだけのコンサルタント契約関係の実態があったのかどうか、また、実態が認められるとしても、平成 26 年 3 月期にすべての報酬を計上することに不適切な点はないかが問題となる。

b. 当委員会の検討

当社は、平成 25 年 4 月の頃から、a 社の製品の販売促進において新規顧客を開拓し、担当部署・担当者の啓蒙、紹介、助言を行う、という本件 a 社コンサルタント契約の目的に従った活動を継続して行っていることが認められることから、実際に本件 a 社コンサルタント契約が成立したのは、平成 25 年 4 月以前であったと認められる。

この点に関し、一般的には、コンサルタント委託契約は、活動前の契約成立時において契約書を作成し、コンサルタント活動の内容及び報酬を明確に合意してから、実際のコンサルタント活動を実施する、というのが通常である。

もっとも、当社A氏と a 社G社長の深い信頼関係からすれば¹¹、契約書を作成しないままに、当社が a 社のために活動を行い、成果が確認できた段階で、対価としての報酬をどのようにするか協議を行うとされても不自然なことではないといえる。

そして、G氏は、当委員会からのヒアリングに対し、a 社は、サイバー攻撃対策用のセキュリティーソフトを防衛省に売り込んでいたところ、平成 25 年 3 月の頃に、当社には防衛省出身の F 氏がいるので、コンサル活動をして a 社の製品を防衛省に導入するために頑張らましよう、ということをお話した。報酬については、紆余曲折はあったが、結果としては、平成 25 年 3 月の段階で、契約書どおりの話をしていて、と報告している。

他方で、A氏も同様に、平成 25 年 3 月の頃に、G氏との間において、防衛省に a 社製品を売込むためのコンサルタント活動を開始することについて協議したと説明している。

以上の事情から、平成 25 年 3 月～4 月において、当社と a 社との間で、黙示の合意により、本件 a 社コンサルタント契約が成立したと認め得る。

したがって、本件 a 社コンサルタント契約に基づく当社と a 社の関係は、契約書作成日付や実際の作成日にかかわらず、少なくとも、平成 25 年 4 月頃から平成 26 年 3 月までの約 1 年間の期間にわたり、実態を伴うものとして継続していたと認められる。

そして、a 社の製品展示等のためのセミナーへの参加、その他当社による製品販売促進活動を終えて、平成 26 年 3 月の時点で、a 社より、コンサルタント活動の成果が確認され¹²、契約期間終了となって

¹¹ 当社A氏及び a 社G氏からのヒアリング

¹² 検収書・取引内容確認書

いるのであるから、本件 a 社コンサルタント報酬のすべてを平成 26 年 3 月期に計上したとしても、実態に沿わない会計処理を行ったものとはいえない。

(イ) 2,520 万円の報酬金額に相当するコンサルタントの実態

a. 問題点の概要

2,520 万円の本件 a 社コンサルタント報酬金に対して、当社のコンサルタント活動が、内容及びまったくの成果を伴わないというものであれば、本来は実態のない売上及び売掛金を計上した不適切な会計処理であるとも考えられる。

b. 当委員会の検討

本件では、防衛省出身者である当社 F 氏が、独自の人間関係を駆使して、a 社製品を防衛大学校の教授への直接のセールス活動を行い、その他防衛省幹部が出席するセミナーへの a 社の出席、製品展示を実現させるなど、当社でなければなし得ない活動とその成果を a 社は享受している。

したがって、活動内容とその成果の実態が伴う当社の活動に対する対価は、私的自治のもと、契約当事者間の協議で決定出来るのであるから、実態のないコンサル活動を作為的に創出し架空の売上及び売掛金を計上したとの評価はなし得ない。

(ウ) 報酬金額が決定された経緯

a. 経緯及び問題点の整理

(a) 本件 a 社コンサルタント報酬金額と算定方法

本件 a 社コンサルタント契約に基づく報酬金は 2,520 万円とされている。コンサルタント契約に基づく報酬金額は、取引実現額等に一定の割合を乗じて算出する機会が多いが、本件 a 社コンサルタントの報酬金は、そのような方法で算出されたものではない。

この点に関し、当社は、報酬金額は、資金に余裕がない a 社の予算を考慮し、本件 a 社コンサルタント契約に基づく活動への適切な評価といえる範囲で合意の上決定したとしている¹³。

(b) 平成 26 年 3 月時点における人材派遣費用

平成 25 年 12 月において、当社は a 社に対し、C 氏、D 氏及び E

¹³ 当社 A 氏からのヒアリング

氏の合計 3 名のスタッフを派遣している。その対価としての人材派遣費用は、1 月当たり 210 万円である（C 氏：80 万円、D 氏：60 万円、E 氏：70 万円）¹⁴。

そして、本件コンサルタント業務終了後に当社から a 社に關与したスタッフは、a 社が防衛省に納入するセキュリティーソフトの知識がある C 氏、D 氏、及び E 氏の 3 名（3 名すべてが關与していたわけではなく、a 社の要請に応じ、2～3 名が關与していた。）であった¹⁵。

ところが、平成 26 年 2 月～平成 27 年 1 月の期間に対応する人材派遣費用は支払われていない。

この点について、当社は、a 社との間で、本件 a 社コンサルタント契約の代金額を平成 26 年 3 月の時点で決定し、請求する代わりに、以降 1 年間分の本件 a 社コンサルタント業務のアフターサポート業務（当社スタッフが a 社に派遣され、a 社製品を防衛省の独自のシステムに適合させる作業等。以下「本件アフターサポート」という。）を無報酬とすることを合意したものである、と説明している¹⁶。

（c）本件 a 社コンサルタント報酬と人材派遣費用の関係と疑義

平成 26 年 2 月～平成 27 年 1 月までの間の 1 年間の人材派遣報酬は、2,520 万円になると積算され（一月当たりの費用は、210 万円（3 名派遣）。）、本件 a 社コンサルタント報酬額と同額であるから、本件 a 社コンサルタント報酬の実態は、人材派遣報酬であり、当該決算期中で毎月 210 万円の売上及び売掛金を計上するべきであり、平成 26 年 3 月期の一括計上は不適切な会計処理だったのではないかと考えられる。

この点について、当社は、実際に活動を行ったコンサルタント活動に対する適切な評価による報酬額決定とその請求を行うことについて a 社の理解を求め、その理解と協力を得ることの対価としての意味を込めて、平成 26 年 2 月～平成 27 年 1 月までの本件アフターサポート費用を無報酬としたのであり、売上の前倒計上という不適切な会計処理を行ったものではない、と説明している¹⁷。

¹⁴ 派遣スタッフの 3 名のそれぞれにつき請求書が作成されている。

¹⁵ a 社 G 氏からのヒアリング

¹⁶ 当社 A 氏、当社 B 氏からのヒアリング

¹⁷ 当社 A 氏からのヒアリング

b. 当委員会の検討

(a) 結論

当委員会は、以下の検討のとおり、本件 a 社コンサルタント報酬金額が決定された経緯、及び以下に述べる諸般の事情からすれば、平成 26 年 3 月期に本件 a 社コンサルタント報酬の 2,520 万円を売上として計上した会計処理に不適切な点はなかったものと判断する。

(b) 検討

i. 平成 26 年 2 月以降の派遣スタッフの業務

平成 26 年 2 月以降、当社から a 社へ派遣されたスタッフは、a 社従業員が従事する業務の人手を担うという意味での派遣業務を行ったものではなく、a 社製品を防衛省のコンピュータシステムに適合させる作業等、本件アフターサポートを行っていたものである。

すなわち、a 社へ派遣されたスタッフの業務内容は、F 氏が行っていた a 社製品の販促活動そのものとは異なるものの、本件 a 社コンサルタント業務のアフターサポートの性格を有するものであった。

したがって、当社が a 社に対し本件 a 社コンサルタント報酬金を請求するにあたり、平成 25 年 4 月頃から 26 年 3 月までに行った F 氏の活動成果を適切に評価し、当社売り上げとしての報酬金の合意をしてもらえるのであれば、アフターサポートとしての性格を有する平成 26 年 2 月以降のスタッフ作業については報酬は発生しないものとするのも、企業間の反復継続的な取引における交渉として不合理ではなく¹⁸、本来計上出来ない時期に売上を立てるための操作を行ったと認定することも出来ない。

ii. 派遣契約人数の推移及び実際の派遣

当社が a 社にスタッフを派遣するにあたり、基本契約、及び基本契約に基づく個別契約が締結されている。

個別契約によれば、多い時期では 6 名、少ない時期では 2 名が a 社に派遣されることとなっている。

¹⁸ コンサルタントその他の役務提供契約において、一定期間のアフターサービスを無償で提供する取引は数多く存在する。

また、例えば、C氏については、契約上は平成25年9月31日で契約期間が満了し、その後の期間についての契約は締結されていないが、実際には、a社に派遣され本件アフターサポート業務に従事している¹⁹。

年	H24～				H25～			H26～		H27～		H28
月日	2/1 S 5/14	5/14 S 6/1	6/1 S 8/31	8/31 S H25/2/1	2/1 S 8/1	8/1 S 9/30	9/30 S H26/3/31	3/31 S 4/1	4/1 S H27/2/1	2/1 S 4/30	4/30 S 9/30	9/30 S
C氏	→				→							
D氏	→				→							
E氏					→			→				
…氏	→				→							
…氏	→											
…氏	→											

H
2
6
・
4
・
1
S
H
2
7
1
・
3
1
ま
だ
の
間
の
契
約
書
は
な
い

このような事情から、当社とa社との間の人材派遣に関する契約では、期間により派遣されるスタッフの人数がまちまちであり、かつ、必ずしも契約に従った人数が実際に派遣されてはいなかったことが分かる。

したがって、本件a社コンサルタント報酬金額を決定する協議が行われた際、当社とa社の間においては、人材派遣の対価の支払のない平成26年2月～平成27年1月の期間については、必ずしも3名の当社スタッフが派遣されることが前提とはされていなかったといえる。

そして、本件a社コンサルタント報酬金と1年間の3名の人材派遣の対価の合計額は、共に2,520万円であり、金額が一致する

¹⁹ 当社からa社に対し、平成25年12月分の派遣費用が請求されている。

ところ、本件 a 社コンサルタント報酬金額を決定する際に、予め、平成 26 年 2 月～平成 27 年 1 月の期間の間に 3 名のスタッフを派遣することが合意され、かつ実際にも 3 名が派遣されたのであるならばともかく、本件では契約上も、実際の派遣人数も 3 名とはされていなかったのであるから、当社及び a 社には、人材派遣の対価の前倒し計上とする意図も、本件 a 社コンサルタント報酬金への置き換えをする目的もなかったといえる。

なお、そもそも、当社は、平成 25 年 4 月頃から約 1 年間行ってきたコンサル活動の検収を求め、売上計上することだけを行えば良かったのであって、報酬額の端数（20 万円）まで一致させる等人材派遣の対価との関係が疑われるような処理を敢えてする必要もなかったのであるから、あくまで人材派遣の対価の予算額を参考にしたに過ぎないという当社の説明は首肯出来るものである。

iii. 派遣スタッフの残業代が請求されている点について

平成 26 年 2 月～平成 27 年 1 月の期間において、a 社から当社に対し、人材派遣基本料とされるものは支払われていないが、いわゆる残業代の部分が「超過勤務費用」として当社から a 社に請求され、支払われている²⁰。

そこで、平成 26 年 4 月以降において超過勤務費用が発生しているのであれば、人材派遣基本費用（残業代以外の時間内分）としての売上が発生しており、それを平成 26 年 3 月期の売上に前倒し計上したのではないかとの疑問が生じ得る。

しかし、これまでの検討のとおり、本件 a 社コンサルタント契約に基づく活動実態に疑問が生じる余地はなく、かつその対価の決定過程も会計処理上不正と評価されるような点はない。

したがって、超過勤務費用の受取りは、単に実際のアフターサポート等の実績が確定したものであって、人材派遣基本費用の前倒し計上との評価に繋がる事情とはならない。

(エ) 当社 F 氏から a 社 G 社長に宛てられたメール

a. 経緯及び問題点の整理

(a) F 氏のメール

平成 26 年 3 月 12 日、F 氏は、a 社 G 社長に宛てて、以下の内容

²⁰ 平成 26 年 12 月 26 日付「請求書」

のメールを送信した（以下、「本件メール」という。）。

件名：決算対策お願いの件

a 株式会社
代表取締役社長 G様

いつもお世話になっております。
お忙しそうでお会いすることもなかなか難しそうですのでメールにて失礼します。

以前、決算対策のお願いをいたしました折に、G社長から実負担の無い形であればご協力を頂けるとのことでI部長との打ち合わせを持たせていただきました。

その結果、派遣の契約をコンサル契約に見せかけることで当社も今期に売り上げ計上できることから、実際の業務処理には何の変更もない状態で、形式的な契約をお願いすることに調整させていただきました。

しかし、その後当社の本件窓口担当のBから貴社I部長から契約書の取り交わしが実施していただけないとの報告があり、さらには当社Cから派遣社員の残業代は出せないとの報告もあり、I部長との調整案に問題があったのではないかと思いますG社長とお会いして再調整をさせて頂きたいと思っております。

当社としては貴社のご協力を頂ける前提で業務予想の修正開示をいたしておりますし、決算の予定にも組み込んでおります。

何卒、よろしくご協力のほど改めてお願い申し上げます。

(b) 問題点

本件メールの文面からすれば、当社が、あたかも実態がないコンサルタント契約の売上を作出するために、内容の異なる人材派遣業務の報酬を決算対策のために前倒しし、平成26年3月期の売上を作為的に増加させたとの疑いを抱かざるを得ない。

b. 当委員会の検討

当委員会は、以下の検討のとおり、本件メールを以てしても、当社

は、実態のある本件 a 社コンサルタント契約の対価について売上計上していることに変わりなく、よって、本件会計処理は必ずしも不適切であったとは結論付けられないと判断する。

(a) 本件 a 社コンサルタント契約関係の実態について

当社は、本件 a 社コンサルタント契約に基づき、a 社の製品の販売促進活動のコンサルタント活動を行い、その成果も認められる ((1) イ (オ) (カ) 15~17 頁)。

また、その対価についても契約当事者が協議により決定しているのであるから ((2) イ (イ) 22 頁)、本件 a 社コンサルタント報酬金は、架空の売上などではなく、実態のある売上であると認められる。

(b) 当社の説明²¹

本件 a 社コンサルタント報酬の売上計上について、当委員会に対してなされた会社の説明は以下のとおりである。

平成 26 年 3 月期の 1 年間を通じて、F 氏が中心となり a 社製品の販売促進に向けたコンサル活動を継続して行ってきたこと、及びコンサル活動の成果が「情報セキュリティーセミナー」、「h 研究会」における展示・デモンストレーション・講演であったことに違いはない。

1 年間のコンサル活動を行って、a 社 G 氏からも成果を認められ感謝されていたのであるから、当期に請求し売上を計上することは当然のことと考えていた。

当社は、平成 26 年 3 月期決算を目前に控え、A 氏を先頭に、その他経営陣からは、当決算で本件 a 社コンサルタント報酬の売上計上が必要であるとの方針が示されていた。なお、当社には、当該計上が出来れば、平成 26 年 3 月期は黒字になるとの認識があった。

A 氏から G 氏に対しては、本件 a 社コンサルタント報酬について、平成 26 年の 1 月~3 月までに、数字をまとめるようにと要請した事実はあるが、売上を見せかけるといった意図はまったくなかった。

(c) 本件メールの検討

i. 「派遣の契約をコンサル契約に見せかける」との記載について

本件 a 社コンサルタントの活動を担当した F 氏は、当委員会か

²¹ 当社 A 氏、当社 B 氏、a 社 G 氏からのヒアリング

らのヒアリングに対し、平成 25 年 4 月の頃より a 社製品の販売促進に向けたコンサルタント活動を継続的に行い、防衛大学校での試用や a 社のセミナー参加による製品デモンストレーションを実現するなどした結果について、報酬金を請求できるだけの成果が挙げられたものと考えていた、と述べている。

そうであるにもかかわらず、F 氏が、あたかもコンサルタントには実態がなく、その契約が人材派遣報酬を前倒計上するためだけの名目であるかのような内容の会計不正の重要な証拠となり得る内容の文面を作成し、しかも、敢えて証拠として残りやすいメールを送信していることは、極めて不可解である。

この疑問に関して、B 氏は、当委員会のヒアリングに対し、F 氏は契約関係については知識もなく苦手なので、本件 a 社コンサルタント契約書も、担当の F 氏ではなく、B 氏が作成したと報告している。

また、F 氏は、当社コンサルタント活動で成功したのは、a 社その他 1 件程であり、その他は失敗ばかりだったことや、F 氏には（当社や F 氏自身の）経済的利益に対する関心がなかったことを述べている。

そこで、F 氏は、本件 a 社コンサルタント業務の成果があれば、a 社と合意し、平成 26 年 3 月期中に報酬が請求できることの理解に乏しかった、あるいは、報酬が請求できることを知っていたとしても請求方法その他先方との交渉に関する知識に乏しいことや、金銭面に対する興味が薄かったことから、事務手続が後手に回っていた可能性がある。

さらに、自身は会計については知識がない、としたうえで、本件メールについて、文面を見た B 氏から、「会社で考えている意味とは異なる」、との指摘を受けた、と報告している。

このように、本件 a 社コンサルタント報酬を適正に請求できることを理解していなかった F 氏は、期末が近づいているので a 社への報酬債権を確認するために、急いで、契約書を作成して売上計上するべき、という当社からの指示を、本来は将来の人材派遣業務の売上を前倒しすることを以て、急ぐこと、と誤解し、よって、人材派遣報酬の前倒しを「見せかけ」と表現したものと考え得る。

ii. 「実際の業務処理には何の変更もない状態で、形式的な契約をお願いすることに調整させていただきました。」との記載について

G氏は、当委員会のヒアリングに対し、本件 a 社コンサルタント活動のアフターフォロー業務について、防衛省のコンピューターは異質なものであるため、a 社製品のシステムを適合させるために、当社が様々な作業を行う必要があったと報告している。

また、当社（A氏及びB氏）も、人材派遣としての業務内容と本件のアフターサポート業務の内容は明確に異なり、区別できるものであると説明している。

他方で、F氏は、本件 a 社コンサルタント活動のアフターサポート業務について、若い人が a 社に行っていたと思うが、何をしていたかは分からない。私は、平成 26 年 3 月で a 社の業務から抜けたので、それ以降の事情はよく知らない、と説明している。

このように、実際には、本件 a 社コンサルタント業務と同時期に行われていた人材派遣の業務内容と、本件アフターサポートの業務内容は異なるにもかかわらず、F氏は、両者は活動内容としては変わらないものと誤解していたことから、本件メールでも、「実際の業務処理には何の変更もない」との誤った記載をしたものと考えられる。

iii. 結論

以上の検討により、本件メールは、F氏が本件アフターサポート業務の内容、及び当社の決算に向けた方針を正確に理解していなかったことにより、当社の意図とは異なる誤った内容の記載がなされたものといえる。

そもそも、これまでに検討してきたとおり、本件 a 社コンサルタント契約関係に実態があり、対価としての報酬を請求することは、本来行うことが出来ない不適切な会計処理ではないのであるから、A氏のG氏に対する要請や社員への報酬計上の指示も、不適切な会計処理を意図したものではないといえる。

(オ) 会計基準に基づく検討

a. 2,520 万円の本件 a 社コンサルタント報酬金の売上及び売掛金計上の可否

(a) 会計処理の根拠となる基準等

「企業会計原則 第二 三 B」によれば、「売上高は実現主義の原

則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とあり、会計理論上、実現主義による収益認識とは、「①商品又はサービスの顧客への提供」及び「②対価としての貨幣性資産の獲得」の2要件を満たすことにより充足される。

(b) 本件 a 社コンサルタント報酬の検討

「①商品又はサービスの顧客への提供」については、前述のとおり、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月にわたり、a 社のセキュリティーソフトを拡販するための接点を提供する販売促進を防衛省関連を重点的に実施し、防衛大学校における同社製品導入に向けた推薦の獲得や、平成 26 年 2 月開催の「情報セキュリティー技術セミナー」における展示やデモンストレーション、平成 26 年 3 月開催の「h 研究会」における展示やデモンストレーション及び講演の機会提供を実施している。平成 26 年 3 月期に役務提供が完了していることについても、当該サービスの完了時点が平成 26 年 2 月の「情報セキュリティー技術セミナー」、平成 26 年 3 月の「h 研究会」への出席であることについて活動当初から当事者間で認識の齟齬はなく、実際の出席をもって役務提供の完了としており、これ以降のコンサル活動は特に行われていないことから当該要件を満たしていると判断できる。

「②対価としての貨幣性資産の獲得」については、当時、従来からの a 社との取引で債権回収が出来なかった事実はなく、平成 25 年 12 月期時点において現金預金 296 百万円を保有しており、2,520 万円(税別)の金額においても、その時点で貨幣性資産の獲得を否定する状況はなく、当該要件を満たしていると判断できる。

金額についても、交渉を開始した当初より両者間である程度合意があり、2,520 万円という具体的な金額については a 社の資金繰りを考慮して翌期のイメージ社への支払予算額相当としているが、コンサルの対価として妥当であると a 社も合意済みであり、金額の妥当性を否定するものではない。

以上より、a 社に対する売上及び売掛金の修正は不要である。

b. 本件アフターサポートに関する人件費等費用計上の必要性

(a) 会計処理の根拠となる基準等

「企業会計原則 注解 18」によれば、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が

高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」とあるように、以下の4つの要件を満たした場合には引当金を計上する必要がある。

- ① 将来の特定の費用又は損失である
- ② その発生が当期以前の事象に起因する
- ③ 発生の可能性が高い
- ④ 金額を合理的に見積ることができる

(b) 本件費用の検討

本件アフターサポートを無報酬としており、防衛省関連という業務の特殊性からアフターサポートは当初から見込まれていた状況からすると、「①将来の特定の費用又は損失」について、「②その発生が当期以前の事象に起因」し、「③発生の可能性が高い」として、引当金計上の①～③の要件を満たしている。このため、「④金額を合理的に見積れる」のであれば、その人件費費用等を平成26年3月期に引当金として計上する必要がある。

なお、「④金額を合理的に見積れる」については、具体的な測定方法が定められているわけではないが、会計実務においては、その時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りを行うことが求められている。

この点、本件アフターサポート業務は、平成26年3月末時点で発生の可能性が高いことは見込めたが、a社にとって初めての取引であり会計上の見積りの基礎となりうる過去の実績がなかった。また、将来の見積りをするにしても平成26年4月以降に当社からa社へ派遣されていたメンバーは、人材派遣契約で派遣されるのではなく、コンサルタント業務委託契約に基づきa社の要請によって作業していたため、「業務内容や何人でどのくらい時間がかかるか、確定的なことは見込める状況ではなかった」とのB氏の報告があった。一方で、G氏の「概ね3か月に1度の割合でイメージ社へ要請する人員数を見直していたが、アフターサポートの割合については作業者に聞かないとわからない」旨の報告や、同時期にa社に関与したメンバーは、セキュリティソフトの技術を持つ3人のSEであったが、平成26年3月以前と同様に必ずしも3人が同時に派遣されるという

こともなかったという状況があった。これらを踏まえて、当社にとって当時入手可能な情報に基づく最善の見積りの可能性については、さらに会社による調査・検討が必要と考える。

2. b社及びc社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題

(1) 前提となる事実関係

ア. c社とb社について

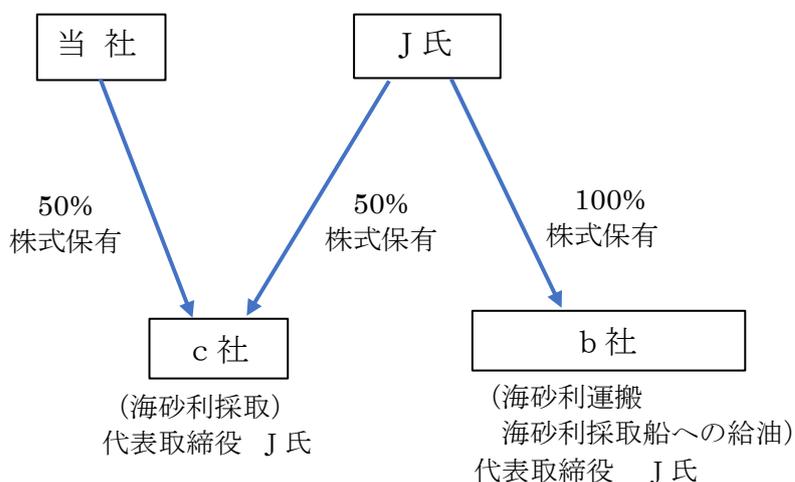
(ア) c社の概要

商号	株式会社c
代表取締役	J
本店所在地	沖縄県那覇市
会社成立の年月日	平成5年
目的	土木建築工事、とび土木工事、大工工事、 水道施設工事、その他工事、塗装工事請負、 設計、施工並びに監理 産業廃棄物の処理及び運搬 砂利採取及び販売業 採石及び販売業 船舶の売買並びに仲介 その他

(イ) b社の概要

商号	有限会社b
代表取締役	J (以下、「J氏」という。)
本店所在地	沖縄県那覇市
会社成立の年月日	平成4年
目的	衣料用品、衣料雑貨、化粧品、電子機器の輸出入 及び卸販売 宅地建物取引業 産業廃棄物の処理及び運搬 砂利採取及び販売業 採石及び販売業 船舶の売買並びに仲介 船舶のチャーター、リース、レンタル及び その仲介業 バイオ燃料の製造及び販売 バイオ燃料の原料となる石油製品及び植物油、 廃油の輸入及び販売 ガソリン、軽油、重油、灯油などの化石燃料の輸入 及び販売 その他

(ウ) 関係図



イ. 業務提携基本契約、事業権利業務協定及び事業コンサルタント契約 (当社－c社)

(ア) 業務提携基本契約

平成 25 年 7 月 4 日、当社と c 社は、要旨以下の内容にて業務提携基本契約を締結した。

- ① 目的 c 社の沖縄県における海洋埋立事業等を協力して推進することを目的とする。
- ② 対価 本基本契約に基づく c 社の事業について、海砂及び捨石の単価を定め、出来高搬入数量を乗じた金額を当社に支払うものとする。

(イ) 事業権利業務協定書

平成 25 年 7 月 4 日、当社と c 社は、業務提携基本契約に基づき、要旨以下の内容にて事業権利業務協定を締結した。

- ① 当社の出資 当社は、c 社に対し、事業資金 3 億円を出資または貸付ける。
- ② 担保 J 氏が保有する c 社株式の 50% を担保として当社に差し入れる。

- ③ 売上の分与 c社は、海砂単価のうち 200 円/㎡及び捨石につき 50 円/㎡を当社に支払う。
- ④ 分与の終了 上記資金の返済が完了した時点で利益分与は終了し、差し入れた担保の返却を行う。

(ウ) 事業コンサルタント契約

平成 25 年 7 月 4 日、当社と c 社は、業務提携基本契約に基づき、要旨以下の内容にて事業コンサルタント契約（当該コンサルタントについて、以下「本件 c 社コンサルタント」という。）を締結した。

- ① 事業内容 那覇空港第二平行滑走路埋立工事及び普天間基地返還代替施設辺野古 V 字型滑走路工事の埋立工事に使用される埋立資材の海砂、捨石等の資材搬入の事業
- ② 埋立資材数量
 - ・ 那覇空港第二平行滑走路埋立工事 海砂 400 万㎡ 捨石 100 万㎡
 - ・ 辺野古 V 字型滑走路埋立工事 海砂 800 万㎡ 捨石 300 万㎡
- ③ コンサルタント料金 海砂 200 円/㎡ 捨石 50 円/㎡
(以下、「本件 c 社コンサルタント報酬金」という。)

ウ. コンサルタント業務委託契約（当社－b 社）

平成 26 年 1 月 31 日、当社と b 社間で、コンサルタント業務委託契約（以下、当該コンサルタントについて、以下「本件 b 社コンサルタント」という。）が締結された。

内容は、要旨以下のとおり。

- ① 業務の目的 当社は b 社が k 組合及び湾口・空港整備事業等における船舶用燃油の販売権取得のためのコンサルタント業務を行う。
- ② 契約金 本件コンサルタント業務の対価として金 2,500 万円（消費税別）以下、「本件 b 社コンサルタント報酬金」という。）を支払う。
- ③ 支払方法 別途協議して定める。
- ④ 契約期間 平成 26 年 2 月 1 日から最長 1 年間とし、当社から b 社に対する本件業務が完了した時点で b 社は当社に検収書を交付し終了する。

エ. コンサルタント業務委託契約に関する覚書(当社、b社、c社)

平成 26 年 1 月 31 日、当社と b 社、及び c 社の三社間の覚書により、要旨以下のとおりの合意がされた。

① b社の当社に対する支払について

c 社が、那覇空港第二平行滑走路埋立工事及び普天間基地返還代替施設辺野古V字型滑走路工事のための海砂利販売を行い、月初から当月末日までに c 社が当該販売代金を受領した翌月 5 日までに、b 社は当社に、販売数量に応じて 1 m³あたり 200 円（消費税別）を、原契約の契約金に達するまで支払う。

② c社から当社への「コンサルタント業務契約の支払の一部免除」と題する条項

当該条項では、平成 25 年 7 月 4 日に当社と c 社が締結した「事業コンサルタント契約書」で規定されている c 社から当社の支払については、当該契約の b 社から当社への支払いが終了するまでは免除するものとする、とされている。

オ. b社に対するコンサルタント業務の終了

平成 26 年 3 月 26 日、k 組合と b 社との間で、那覇空港第二滑走路増設工事における建設機械及び船舶への燃料給油事業について、同組合が b 社を推薦するとの内容の事業協定が締結された。

当社は、当該協定締結に向けて、同組合との交渉を行った結果、協定締結が実現し、よって、平成 26 年 3 月に、当社のコンサルタント業務は終了した²²。

カ. A氏から当社への金員の移動

平成 27 年 9 月 10 日、当社は、A 氏より金額「26,250,000 円」の小切手を受け取り、決済の上、b 社からの「コンサルタント業務受託料受取」として、本件 b 社コンサルタント報酬金を領収済とした²³。

キ. 平成 27 年 9 月の本件 c 社コンサルタント報酬金弁済に関する事情

① 平成 27 年 9 月 25 日現在、当社が c 社に対して有する本件 c 社コンサルタント報酬金としての売掛金のうち、平成 26 年 9 月末日までに発生していたものの合計額は、21,592,590 円となっていた。

²² b 社から当社に宛てられて発行された平成 26 年 5 月 13 日付取引内容確認書

²³ 売上領収書控

② 平成 27 年 9 月 25 日、A 氏と c 社との間において、要旨以下の内容において金銭消費貸借契約が締結された。

I A 氏が c 社に 21,592,590 円を貸付ける。

II 貸付金の資金使途は、当社への平成 26 年 9 月末日までの買掛金の支払いとする。

③ 平成 27 年 9 月 25 日、当社は、A 氏より額面 21,592,590 円の小切手を受領した。

④ 当社から c 社に対し、下記内容にて「領収証」発行された。発行日は、平成 27 年 9 月 25 日付である。

I 金額 21,592,590 円

II 但書「コンサルタント業務 受託料 受取」

(2) 会計処理上の問題点の検討

ア. b 社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題

(ア) 当委員会の判断

当委員会は、本件 b 社コンサルタント契約関係の実態があることに疑いはなく、よって、2,500 万円（税抜）の本件 b 社コンサルタント報酬としての売上及び売掛金が発生しているものと判断する。

また、平成 27 年 9 月 10 日、当社 A 氏より、本件 b 社に対する売掛金相当として 2,625 万円（税込）が当社に入金されたことで、第三者弁済により本件 b 社に対する売掛金は回収され、消滅したものと判断する。

(イ) 理由

a. 本件 b 社コンサルタント業務に関する売上及び売掛金について

(a) 問題点の概要 コンサルタントの実態について

本件 b 社コンサルタント契約書では、コンサルタント業務の対価として金 2,500 万円（税抜）の報酬金支払が約されているが、当社の業務については「k 組合及び港湾・空港整備事業等における船舶用燃油の販売権取得のためのコンサルタント業務」とだけ定められ、当該報酬金が具体的な b 社の利益獲得に伴う成功報酬であるのか、それとも、いかなる活動及び結果であっても、b 社に 2,500 万円（税抜）の支払義務が生じるのかが明らかでない。もし、後者の約定であり、かつ当社の活動実態や活動成果がなければ、本件 b 社コ

ンサルタント契約そのものに実態がなく、よってその売上及び売掛金計上は不適切な会計処理ではないかとの疑問が生じ得る。

(b) 当委員会の検討

当委員会の調査の結果、本件 b 社コンサルタント契約関係には、以下のとおり実態が認められる。

i. 当社の活動と成果²⁴

c 社が取り組む海砂利採取事業、及び海砂利採取船舶への燃料供給等事業は、事業者としての推薦等漁業組合の協力が不可欠であるところ、事業者としての推薦を得るためには、資金面において不安視されないことが条件とされていた。

c 社は、平成 24 年に不渡事故を起こし、金融面での信用力を失っていたが、同じく J 氏が代表を務める b 社も同様であり、漁業組合からは、運転資金の調達方法を問われ、資金面の信用を求められていた。

そこで、上場企業である当社が、c 社の海砂利採取事業及び b 社の海砂利採取船への燃料供給等事業について、その資金面を保証することを漁業組合に示すことで、c 社及び b 社への漁業組合からの推薦を取り付けるサポートを行うこととなった。

当社 F 氏は、複数回沖縄へ赴き、J 氏と共に k 組合を訪れ、同組合代表理事・組合長である K 氏と面談し、当社の b 社に対する資金面でのサポートの約束を伝達し、b 社を事業者として推薦してもらえよう交渉を行った。

なお、当社の b 社に対するサポートは、上場企業による株式保有を通じた金融支援の他、例えば燃料の仕入等個々の取引において、当社が直接代金を支払うことを約する等、具体的な支援内容であった。

その結果、平成 26 年 3 月 26 日、b 社と漁業組合との間において、b 社を国土交通省発注の那覇空港第二滑走路増設工事における、陸上、海上で使用されるすべての建設機械及び船舶への燃料給油を行う事業者として推薦する事業協定が締結された。

このように、当社は、上場企業として b 社の信用を補い、同社の事業実現に向けたコンサルタント活動を実施し、その結果、b 社の燃料供給等事業の実現に貢献した。

²⁴ F 氏及び b 社 J 氏からのヒアリング

以上の当社活動と成果を受けて、b社から当社に対し、コンサルタント業務の終了が確認されている²⁵。

以上の検討のとおり、当社は本件b社コンサルタント契約に基づき、実態ある活動を継続し、その成果が実現していると認められる。

ii. 報酬金額について

b社の燃料供給事業は、船1隻への燃料供給で年間約1億円程度の売上となり、利益もその15%以上となる見込みであった。また、何隻にも燃料の供給を継続することが可能となる予定であり²⁶、2,500万円というコンサルタント報酬は金額においてもその実態を疑う余地はないといえる。

b. 本件b社コンサルタント業務に関する売掛金の消滅について

(a) 問題点の概要

平成27年9月10日、当社は、A氏より金額「26,250,000円(税込)」の小切手を受け取り決済の上、b社からの「コンサルタント業務受託料受取」として、領収済としているが、b社自身が弁済を行ったものではないので、当社のb社に対する売掛金は消滅しているのかが問題となり得る。

(b) 当委員会の検討

民法474条は、債務者自身による弁済ではなくても、当事者が反対の意思を表示していなければ、第三者の弁済で債権は消滅すると規定している。

本件についてみると、平成27年9月以降、A氏から当社への入金と債権消滅について、b社からA氏ないし当社に対して、b社の意思に反し認められないとの伝達がなされたことはない。

なお、当社のb社への本件コンサルタント契約に基づき提供する役務は、c社の不渡り事故に端を発するb社の信用力不足を資金面で補完することにあるのだから、実質的にみても本件第三者弁済がb社の意思に反することはない。

²⁵ b社から当社に宛てられた、平成26年3月28日付「検収書」

²⁶ b社J氏からのヒアリング

(ウ) 会計基準に基づく検討

a. 会計処理の根拠となる基準等

「企業会計原則 第二 三 B」によれば、「売上高は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り」とあり、会計理論上、実現主義による収益認識とは、「①商品又はサービスの顧客への提供」及び「②対価としての貨幣性資産の獲得」の二要件を満たすことにより充足される。

b. 本件 b 社コンサルタント業務に関する売上及び売掛金についての検討

「①商品又はサービスの顧客への提供」については、前述のとおり、F氏が複数回沖縄へ赴き、k組合においてb社に対する具体的な支援内容を含めた資金面でのサポートの約束を伝達し、b社を事業者として推薦してもらえよう交渉を行った結果、平成26年3月26日、b社を国土交通省発注の那覇空港第二滑走路増設工事における、陸上、海上で使用されるすべての建設機械及び船舶への燃料給油を行う事業者として推薦する事業協定が締結されている。当該成果をもって、b社から当社に対し、コンサルタント業務の終了が確認されていることから、平成26年3月末において、「①商品又はサービスの顧客への提供」の要件が満たされていたと判断できる。

「②対価としての貨幣性資産の獲得」についても、平成26年3月期末当時、当社のb社に対する債権のうち、当社の貸倒引当金の計上要件に該当するものはなく、本件b社コンサルタント報酬についても、当初那覇空港第二滑走路埋め立て工事が平成26年から平成30年の5年間で計画されていたことから、b社が事業開始により資金を獲得することが想定されており、その時点で貨幣性資産の獲得を否定する状況はなく、当該要件を満たしていると判断できる。

イ. c社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題

(ア) 当委員会の判断

当委員会は、平成26年1月31日に交わされた「コンサルタント業務委託契約に関する覚書」（以下、「本件覚書」という。）は、b社のコンサルタント報酬の支払いによって、本件c社コンサルタント報酬金を免除する趣旨ではなく、その売上計上の実態に疑いはないものと判断する。

また、平成27年9月25日、本件c社コンサルタント業務に関する

売掛金は、c社からの弁済により消滅したものと認められる。

もともと、c社の弁済は、当社A氏からの貸付金を原資とするものであり、当該入金により法的にも会計的にも債権の消滅として認められたとしても、c社自体の経営状態及び債務弁済能力が改善されたわけではない。このため、c社に対する残債権について、会社のルールに基づいて貸倒引当金を計上する必要があると判断する。

(イ) 理由

a. 本件c社コンサルタント契約の実態について

(a) 問題点の概要

当社とc社は、平成25年7月4日、c社の埋立資材採取量に応じたコンサルタント報酬金支払を約する事業コンサルタント契約を締結した。

その後、本件覚書が交わされ、第2条において、当社、c社、b社の三社間で、以下のとおりの約定がなされた（甲：b社、乙：当社、丙：c社）。

平成25年7月4日に乙と丙が締結した「事業コンサルタント契約書」に規定している、第1条に該当する丙から乙への支払については、原契約の甲から乙への支払いが終了するまでは、免除するものとする。

当該条項は、b社のコンサルタント報酬金の支払によって、c社が当社に対して支払うべきコンサルタント報酬金が免除により消滅するかのように解釈され得るものである。

そうだとすると、当社は、架空のコンサルタントに基づく売上及び売掛金として計上していることになり、不適切な会計処理を行ったのではないかとの問題が生じ得る。

(b) 当委員会の検討

当委員会の調査の結果、以下に述べるとおり、本件覚書は、b社のコンサルタント報酬の支払いによって、本件c社コンサルタント報酬金を免除する趣旨ではなく、その売上計上に不適切な点はないものと判断する。

i. 本件覚書の文言

本件覚書では、「免除」との文言が用いられているが、同時に「原契約の甲から乙への支払いが終了するまでは、」との表現がある。

すなわち、b社から当社へのコンサル報酬金の支払期間が終了するまで、という時的要素が用いられているので、その後の「免除」とはいわゆる支払猶予の意味であると解釈し得る。

ii. c社事業とb社事業の関係

c社とb社は代表者を同じくし、かつ代表者であるJ氏が株主として経営を支配する企業同士であるから、両社の事業は同一であり、相互の当社コンサルタントも峻別できないのではないかとと思われる。

また、本件覚書により、本件c社コンサルタント報酬金と本件b社コンサルタント報酬金との関連性が示されていることから、独立した売掛金の実態はないのではないかと、との疑問が生じ得る。

しかし、c社が実際に行っている事業は、船舶を使用しての海砂利採取であり、他方で、b社が実際に行っている事業は、船舶への燃料供給等であり、両社事業は明確に峻別されている。

したがって、当社のc社に対する海砂利採取量に応じたコンサルタント報酬金は、本件b社コンサルタント報酬金と明確に区別されるものであり、独立した売掛金たり得る。

iii. c社事業の遅延

本件c社コンサルタント契約は、平成25年7月に締結されている。

ところが、那覇空港第二滑走路整備工事の開始が遅延し、実際に埋立工事が行われたのは、平成27年10月頃からであると思われる²⁷。

iv. 合意当事者による説明

本件覚書の第2条の趣旨について、合意当事者は、それぞれ、「b社が払っているのだからcの方は免除するという約束ではなかった。c社のコンサル料の支払いがなくなるように書かれて

²⁷ 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 那覇空港プロジェクト室「那覇空港プロジェクト」
http://www.dc.ogb.go.jp/kyoku/information/nahakuukou/pdf.genbanikki/genbanikki_07.pdf

いるが、那覇空港事業の着手が遅れているので、その間はc社の支払はないこととすることを確認したものである。すなわち、c社の事業開始が遅れるのであればそれまでのコンサル料支払はないことを確認し、他方でb社は成果があつて納入出来るのだから支払いをしましょう、という趣旨の覚書である²⁸。」とし、また、「(当委員会からの「覚書は、債務免除の趣旨か、それとも支払猶予の趣旨か」という旨の質問に対し)支払猶予の趣旨である。²⁹」としている。

(c) 小括

以上の事情からすれば、本件b社コンサルタントと本件c社コンサルタントは明確に区別が出来、合意当事者間においても、その両者の区別なく実態は一つのコンサルタント関係であったとも認められない。

そして、本件覚書のc社への支払猶予の趣旨は、合意当事者間で合致しており、那覇空港事業開始遅延の客観的事実にも整合するものであるし、時的要素を現した文言が含まれている第2条の文理に反するとも言えない。

したがって、本件覚書は、b社のコンサルタント報酬の支払いによって、本件c社コンサルタント報酬金を免除する趣旨ではなく、その売上計上の実態に疑いはないものと判断する。

b. 本件c社コンサルタント業務に関する売掛金の消滅について

(a) 問題点の概要

会社の滞留債権の減損処理の基本的な考え方は、「支払期日から半年経過した場合50%引当計上、1年経過した場合は100%引当計上する。」というものである。

当社は、平成27年3月末日時点でc社に対して、貸付金355,188千円及び売掛金33,319千円等の債権を有しており、一部支払期日を半年以上経過した債権が含まれていたものの、以下の理由から将来的に確実に回収可能なものと考え、全て一般債権として評価していた。

① c社の海砂利採取事業の先行きは暗いどころか、海砂利採取について認可権を有する地元の漁協組合からほぼ独占的に認可を

²⁸ c社、b社J氏からのヒアリング

²⁹ 当社B氏からのヒアリング

受けている海砂利採取船を有する数少ない業者であり、那覇空港拡張工事及び辺野古基地建設等に伴う海砂利採取契約を既に受注していること、そして既に予算のついた公共事業である海砂利採取事業において今後も確実に相当額の案件受注が見込まれていること。

- ② 今後の事業推進に備え、海砂利採取船の新規購入を検討する等、資金投入を優先した結果、債務の支払が後回しになっている状況であることから、当社も債権の回収を猶予するどころか、追加で新規の貸付を行っている状況であること。
- ③ c社が沖縄の公的金融機関から船舶購入資金等で融資を受けるための施策を実施中であること。

以上より、当社は平成27年3月期において、c社に対する債権については独自にルールを策定し、「平成27年9月末時点で支払期限到来済みの未回収債権が存在した場合、その債権額について25%引当計上、平成28年3月末時点で50%引当計上」することが会計監査人と確認されていた。平成27年9月25日、当社は、A氏より、本件c社コンサルタント業務に関する売掛金に対する支払いとして、額面21,592,590円の小切手を受領し、当該売掛金を回収したのとして会計処理を行った。

しかし、当該報酬金支払いは、A氏からの貸付金によるものであり、c社の資金によるものではなかったのであるから、c社の経営環境や債務弁済能力が改善したわけではなく、依然として残債権については回収可能性に懸念があるものとし、会計監査人との確認のとおり、貸倒引当金を計上するべきではなかったかとの問題が生じる。

(b) 当委員会の検討

i. 金銭消費貸借契約の締結

平成27年9月25日、A氏とc社との間において、要旨以下の内容において金銭消費貸借契約が締結された。

- ① A氏がc社に21,592,590円を貸付ける(以下、「本件貸付金」という。)
- ② 貸付金の資金使途は、当社への平成26年9月末日までの買掛金の支払いとする。

ii. A氏からの入金と領収証の発行

平成 27 年 9 月 25 日、当社がA氏より額面 21,592,590 円の小切手を受領した。

入金を受けて、当社から c 社に対し、下記内容にて「領収証」発行した。発行日付は、平成 27 年 9 月 25 日である。

- ① 金額 21,592,590 円
- ② 但書「コンサルタント業務 受託料 受取」

iii. 金銭授受と c 社による弁済

本件 c 社コンサルタント報酬金は、A氏から c 社への本件貸付金を以て弁済に充てられたとされている。

しかし、実際には、c 社に本件貸付金が送金されることはなく、A氏から当社に本件貸付金を原資に振出を受けた小切手が持ち込まれ、弁済による債権消滅の会計処理がなされている³⁰。

そこで、金銭消費貸借契約の成立には貸付金の授受が必要とされているところ、本件ではこれを欠き、c 社からの弁済がなされたとは認められないのではないかとの問題が生じ得る。

この問題点に関して、A氏及び当社からの説明は、貸付けた金員を c 社に実際に交付しても、それが当社への弁済に用いられることの保証がなかったので、A氏から直接当社に持ち込み、弁済の処理を行ったとのことである³¹。

他方で、本件貸付金の金銭消費貸借契約書では、A氏が c 社に本件貸付金を「貸し渡し」をし、「契約が成立した」と記載され、c 社の記名・押印がされている。加えて、本件貸付金の消費貸借契約が成立した当日に本件 c 社コンサルタント報酬請求権弁済の領収証が c 社に対し発行されていることからすれば、A氏と c 社との間においては、本件貸付金について、貸付を受けるのと同時に本件貸付金を c 社からの弁済にあてて領収とする合意があると認められるので、A氏から貸付を受けた金銭が、c 社から当社への入金が行われていることになり、実質的には金銭授受がなされたものと評価できる。

以上の検討から、平成 27 年 9 月 25 日、本件 c 社コンサルタント業務に関する売掛金は、c 社からの弁済により消滅したものと

³⁰ 当社A氏からのヒアリング

³¹ 当社A氏、当社B氏からのヒアリング

認められる。

(ウ) 会計基準に基づく検討

a. 会計処理の根拠となる基準等

「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 27 項」によれば、貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分する。

- (1) 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下「一般債権」という。）
- (2) 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下「貸倒懸念債権」という。）
- (3) 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下「破産更生債権等」という。）

そのうえで、第 28 項 (2) において、貸倒懸念債権について、以下のように規定されている。

貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。

- ① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

当社は、第 28 項 (2) ①の方法を採用し、会社のルールとして、「(2) イ. (イ) b. (a)」(45 頁) 記載のとおり、滞留債権の減損処理の基本的な考え方として、「支払期日から半年経過した場合 50%引当計上、1 年経過した場合は 100%引当計上する。」を採用したうえで、平成 27 年 3 月期末の c 社債権については個別に「平成 27 年 9 月末時点で支払期限到来済みの未回収債権が存在した場合、その債権額について 25%引当計上、平成 28 年 3 月末時点で 50%引当計上」というルール

を会計監査人と合意のうえ定めていた。

b. 本件 c 社コンサルタント業務に関する売掛金についての検討

当社と会計監査人との間においては、平成 27 年 9 月に入金となされなければ、残債権額の 25%について貸倒引当金を計上することが確認されていたところ、平成 27 年 9 月 25 日に入金があったので、引当金を計上しなかった当社の会計処理に不適切な点はなかったかのように思える。しかし、当該入金は、A 氏からの貸付金を原資とするものであり、過年度発生した不渡り事故の影響により、平成 27 年 9 月時点において c 社は A 氏以外の第三者からの貸付を受けることは困難な状況にあった。本件貸付がされなければ、c 社からの弁済はなされなかったのであるから、会計上は、弁済がなされなかったものとして会計監査人と確認したルールの通りに貸倒引当金を計上すべきであった。

ウ. c 社に対する売上について

(ア) 問題の所在

c 社に対する売上は、平成 25 年 10 月よりほぼ毎月数十万～百万円ずつ計上されており、平成 28 年 3 月期には 60,033 千円、平成 29 年 3 月期に 22,877 千円計上されている。一方で、c 社からの売掛金入金は、平成 27 年 9 月 25 日の A 氏の資金による 21,592 千円の入金以前は平成 26 年 3 月 31 日が最後であり、平成 27 年 9 月 25 日以降においては少額の入金しかされていない。

当該状況に鑑みると、平成 27 年 9 月に引当金を計上すべきであった本件において、平成 27 年 9 月以降の売上計上が妥当であったかについて問題となる。

(イ) 当委員会の判断と理由

平成 28 年 3 月期末以降について、c 社についての貸倒引当金計上ルールは定められていないが、貸倒引当金を 100%計上すべきと判断されるような時期に計上されている売上については、売上の対価として貨幣性資産が獲得されていると考えることはできず、売上を計上すべきではない。現金主義等、貨幣性資産の獲得による収益認識を表すことのできる、より保守的な収益認識をすべきであると考えている。

エ. 貸付金の未収利息について

(ア) 当委員会の判断

c社に対する貸付金に関する受取利息が計上されているが、このうち、契約上の利払日を相当程度期間経過した部分については受取利息の計上を取り消す必要がある。

(イ) 会計基準に基づく検討

「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）（注9）」

債権の未収利息について

債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

「金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号第119項）」

…（省略）…未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当と考えられる。また、利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長したり、利息を元本に加算することとした場合にも、未収利息の回収可能性が高いと認められない限り、未収利息を不計上とする。未収利息を不計上とした債権については、既に計上されている未収利息の残高を損失として処理しなければならない。…（省略）…

以上より、少なくとも支払期日から1年を経過して計上されている、貸付金の未収利息についてはその残高を損失として処理する必要がある。

オ. 関連当事者注記について

(ア) 当委員会の判断

平成27年9月10日における、A氏によるb社に対する売掛金26,250,000円の入金、及び平成27年9月25日における、A氏によるc社に対する売掛金21,592,590円の入金に関し、A氏が当社の役員であることから関連当事者の注記が必要である。

(イ) 根拠条文

「関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第 11 号）」

第 5 項 (1) 「関連当事者との取引」とは、会社と関連当事者との取引をいい、対価の有無にかかわらず、資源若しくは債務の移転、又は役務の提供をいう。また、関連当事者が第三者のために会社との間で行う取引や、会社と第三者との間の取引で関連当事者が当該取引に関して会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。

第 5 項 (3) 「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、次に掲げる者をいう。

…(省略)… ⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者 …(省略)

…

「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 13 号）」

< 関連当事者の重要性の判断に係るグループ区分 >

第 13 項 (4) 役員及び個人主要株主等（財務諸表作成会社の役員・個人主要株主等のグループ）

…(省略)… ② 財務諸表作成会社の役員及びその近親者（会計基準第 5 項(3)⑦） …(省略)…

< 関連当事者が個人の場合 >

第 16 項 関連当事者が個人グループ（第 13 項(4)）である場合、関連当事者との取引が、連結損益計算書項目及び連結貸借対照表項目等のいずれに係る取引についても、1,000 万円を超える取引については、すべて開示対象とする。

以上より、当社の役員である A 氏が、c 社及び b 社のために当社に入金した行為は、第三者のために当社との間で行う取引に該当すると考えられ、双方とも 1,000 万円を超える取引であることから、開示対象とすべきであると考えられる。

3. 当社保有のc社株式取得にかかるのれん償却期間の問題

(1) 前提となる事実関係

ア. 事業協定及び事業コンサルタント契約

(ア) 業務提携基本契約

平成25年7月4日、当社とc社は、要旨以下の内容にて業務提携基本契約を締結した。

- ① 目的 c社の沖縄県における海洋埋立事業等を協力して推進することを目的とする。
- ② 対価 本基本契約に基づくc社の事業について、海砂及び捨石の単価を定め、出来高搬入数量を乗じた金額を当社に支払うものとする。

(イ) 事業権利業務協定書

平成25年7月4日、当社とc社は、業務提携基本契約に基づき、要旨以下の内容にて事業権利業務協定を締結した。

- ① 当社の出資 当社は、c社に対し、事業資金3億円を出資または貸付ける。
- ② 担保 担保は、J氏が保有するc社株式の50%を担保として当社に差し入れる。
- ③ 売上の分与 c社は、海砂単価のうち200円/m³及び捨石につき50円/m³を当社に支払う。
- ④ 分与の終了 上記資金の返済が完了した時点で利益分与は終了し、差し入れた担保の返却を行う。

(ウ) 事業コンサルタント契約

平成25年7月4日、当社とc社は、業務提携基本契約に基づき、要旨以下の内容にて事業コンサルタント契約を締結した。

- ① 事業内容 那覇空港第二平行滑走路埋立工事及び普天間基地返還代替施設辺野古V字型滑走路工事の埋立工事に使用される埋立資材の海砂、捨石等の資材搬入の事業
- ② 埋立資材数量
 - ・ 那覇空港第二平行滑走路埋立工事 海砂 400万m³ 捨石 100万m³
 - ・ 辺野古V字型滑走路埋立工事 海砂 800万m³ 捨石 300万m³
- ③ コンサルタント料金 海砂 200円/m³ 捨石 50円/m³

イ. c社株式の取得

- ① 平成 25 年 8 月 14 日、当社は、譲渡人の J 氏から、c 社株式 1,000 株を代金 50,000,000 円で譲り受けた。
- ② 当社は、会計上の株式みなし取得日を平成 25 年 8 月 31 日とし、408,447,527 円を当該株式取得にかかるのれんとして計上した。のれんの償却期間は平成 31 年 3 月期第 2 四半期までの 5 年とされた。

ウ. c社事業の見積もりと実際の売上について

当社が c 社株式を取得するにあたっては、c 社の海砂利採取事業の売上は、年間 151,000 万円との予測を立てていた³²。

ところが、当社による c 社株式取得後の c 社の海砂利事業実績は以下のとおりであり、実際の売り上げは、予測の五分の一以下であった。

	採取量 (m ³)	売上 (千円)
平成 25 年 9 月	8,054	14,497
平成 25 年 10 月	12,359	22,246
平成 25 年 11 月	9,945	17,901
平成 25 年 12 月	10,920	19,656

エ. 償却期間の変更³³

平成 26 年 1 月 23 日、当社取締役会において、c 社事業の平成 26 年 3 月期決算への影響の報告がなされた上で、10 年償却への変更による費用の計上が検討された。

平成 26 年 2 月 10 日、平成 26 年 3 月期第 2 四半期決算取締役会において、c 社ののれんにつき 10 年償却として計上することが決議された。

(2) 会計処理上の問題点

ア. 当委員会の判断

当委員会は、調査の結果、当社の c 社株式取得に伴うのれんの償却期間変更は、5 年の事業期間設定の根拠とされた c 社海砂利採取事業の業績予測と実際の業績との間には大きな齟齬があったことから、のれん償却期間を事業の実態に合わせるために適切な会計処理を行ったもので、本来行うことが出来ない費用の過少計上等の不適切な会計処理を行ったもので

³² 当社と c 社との間の平成 25 年 7 月 4 日付「事業コンサルタント契約書」添付の「1 隻当たりの稼働計算 (年度 10 月 1 日～9 月末日)」

³³ 当社取締役会議事録

はないものと判断する。

イ. 理由

(ア) 問題点の概要

当社の c 社株式取得に伴うのれんの償却期間は当初 5 年と定められていたが、後に 10 年の期間へと変更されているところ、当該変更を行うことで費用の計上が減少し、利益を殊更に大きく計上するための決算対策として不適切な会計処理が行われたのではないかとの指摘がなされている。

そこで、当該のれん償却期間の変更について、当社が事業の実態に合わせて適切な変更を行ったものか、それとも、事業の実態を問わず費用計上を減少させるための決算対策として不適切な処理を行ったのかについて検討を行った。

(イ) 当委員会の検討

a. 当社の説明

c 社株式を取得し、沖縄海砂利事業の支援を行うことが決定された際、c 社より当社に対し、海砂利採取量の試算が示された。

当社は、当該試算に基づき、投資額回収に必要となる海砂利採取事業期間の検討の結果、当社の c 社株式取得に伴うのれん償却期間を 5 年と定めた。

ところが、計画では、年間約 300 日の稼働とされていたが、実際は天候の影響によりその 1/2 の稼働日数となってしまった。

また、実際の事業実績値は 1 か月あたり 8,054~12,359 m³であり、当初計画の 1/5~1/7 以下であることが判明した。

以上の事情により、当社は、c 社海砂利採取事業の 5 年の事業期間の変更を検討せざるを得なくなった。

なお、B 氏は当委員会のヒアリングに対し、5 年の償却期間を設定した事情の一つとして、異業種（ソフト開発業以外）との連結は初めてのことで、ソフト開発業が一般的に用いる 5 年の償却期間としたとの報告をしている。

b. c 社事業の遅延

当社が c 社株式を取得し、株式保有を通じての事業支援が開始された平成 25 年 8 月に先立ち、同年 7 月 4 日に事業コンサルタント契約が締結され、その際に c 社の事業の試算が示された。

当該試算では、c社事業は、那覇空港第二平行滑走路埋立工事と辺野古V字滑走路埋立工事の二つの事業を行うこととされており、平成32年頃までは那覇空港事業を実施し、平成32年頃以降は、辺野古事業を実施する見込みにおいて、売上の試算がなされていた。

のれんの償却期間を5年から10年に変更した平成26年度第3四半期末においては、上記工事の遅延により、那覇空港第二平行滑走路埋立工事については平成32年に終了見込み、そして辺野古V字滑走路埋立工事についてはそこから5年程度かかる見込みであり、c社としては以後10年が多額に収益を見込める期間と考えられる状況であった。

実際、那覇空港第二滑走路整備工事の埋立工事が行われたのは、平成27年10月頃からであった³⁴。

c. c社株式取得後のc社事業実績

このように、那覇空港事業の開始遅延、海砂利採取船の稼働が天候に左右されること、その他事情により、海砂利事業の実態が、株式取得時に行った見積りと大幅に異なることが判明した。

実際の売上は、見積もりの約1/5をも下回るものであり、当社がc社株式取得に用いた費用を回収するための事業期間は少なくとも10年の期間が必要であると判断された³⁵。

以上の事情から、当社は、c社株式取得に際し売上見込の積算根拠を以て、償却期間を定めたものの、実際に事業が開始した後の実績が見積りを大幅に下回ることが判明したことを受けて、償却期間変更の判断を行っている。

d. 当社の意図

以上の事情からすれば、当社がc社株式取得時点において、意図的に費用を少なく計上するために事業の実態に見合わない長期の償却期間を設定したのであればともかく、本件では、事業者から示された見積りに従って、本来計上すべき金額より多くの費用の計上を行う保守的な会計処理を行った後に、実際の事業の実態に併せた変更を行っているのであるから、当社が決算対策のために殊更に費用を過少に計上したものと認められない。

³⁴内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 那覇空港プロジェクト室「那覇空港プロジェクト」
http://www.dc.ogb.go.jp/kyoku/information/nahakuukou/pdf.genbanikki/genbanikki_07.pdf

³⁵ 当社により、10年償却の見積表が作成されている。

また、ソフト開発企業の株式ののれん償却期間として5年が採用されることも多く、初めてソフト開発企業以外との連結を行う当社において、5年の期間を設定した判断に不正等特別な意図はないとの会社の説明も首肯できる。

イ. 会計基準に基づく検討

(ア) 会計処理の根拠となる基準等

- ・ 「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）第32項」
のれんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。
- ・ 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号）第4項」
…(省略)…
 - (3) 「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。
…(省略)…
 - (7) 「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。
…(省略)…
 - (8) 「誤謬」とは、原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる、次のような誤りをいう。
…(省略)…

(イ) c社株式取得にかかるのれん償却期間についての検討

c社に対するのれんの償却期間は、平成26年3月期第2四半期末現在においては、事業者から示された見積りに従って償却期間を決定しており、償却額についてはその時点で入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出したものと認め得る。

そして、第3四半期になり、実績という新たに入手可能となった情報に基づいて、償却期間を5年から10年に変更しているものであり、会計上の見積りの変更にあたるが、誤謬にはあたらないと判断できる。

4. 当社保有のc社株式譲渡に伴う同社持分法適用除外の問題

(1) 前提となる事実関係

ア. c社株式譲渡契約

平成27年3月26日、当社からG氏に対し、c社普通株式601株（以下「本件株式」という。）を代金30,050,000円で譲渡する契約が締結された（以下、「本件株式譲渡」という。）。

本件株式譲渡後、当社の所有株式数は、399株（議決権割合：19.95%）となった。

同日、当社より「持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）及び特別利益の発生に関するお知らせ」と題する書面にて、本件株式譲渡についての適示開示がなされた。

開示された本件株式譲渡の理由は、要旨以下のとおりである。

「c社は、沖縄県において海砂利採取業を行っているが、既に開始されている那覇空港第二滑走路増設工事の受注獲得に当たり、保有船舶の増設を計画。その購入資金の調達には沖縄県内公的金融機関などからの融資を受ける計画であるが、金融機関等より沖縄県経済振興目的の融資であることから、県外企業の連結子会社等から除外することが融資の条件とされた。当社は、c社の今後の業績向上には船舶の増設が必要と判断し、同社株式の一部を譲渡することとした。」

イ. 当社取締役会決議

平成27年3月26日、当社取締役会が開催され、当社が保有する本件株式を平成27年3月30日を譲渡日として、G氏に譲渡することが可決された³⁶。

ウ. A氏からG氏への貸付等と譲渡の実行

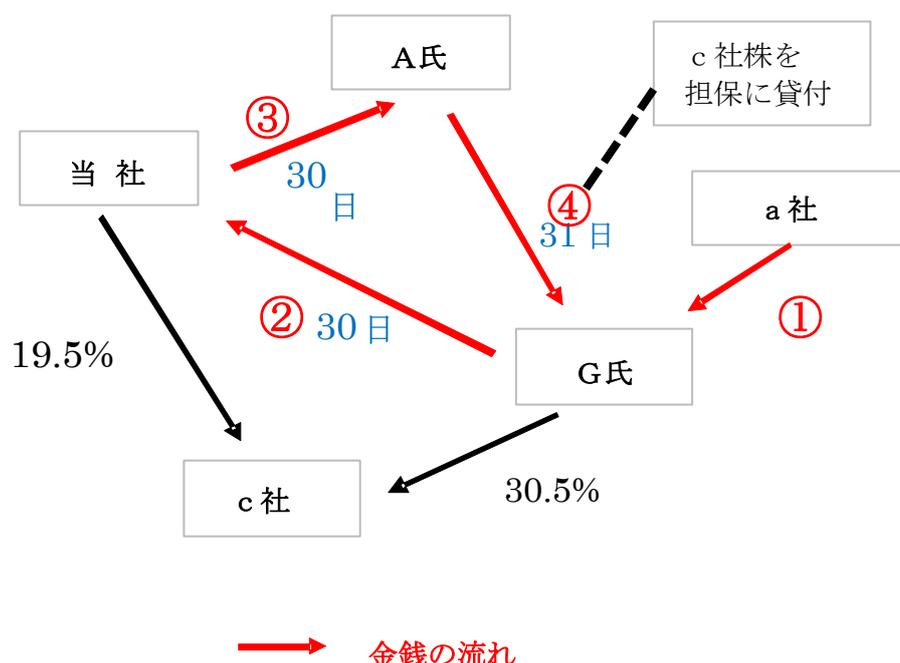
本件株式譲渡の代金支払に関連する資金移動は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ① 日付不詳 | a社→G氏への貸付 |
| ② 平成27年3月30日 | G氏→当社への本件株式譲渡代金支払 |
| ③ 平成27年3月30日 | 当社→A氏への貸金返済 |
| ④ 平成27年3月31日 | A氏→G氏への貸付（以下、「本件貸付」という。） |

³⁶ 当社取締役会議事録

なお、④に関し、G氏からA氏に対し平成27年3月30日付「誓約書」（以下、「本件誓約書」という。）が差し入れられている。その内容は、要旨以下のとおりである。

- I G氏がA氏から金3,000万円を借り受けたことを確認する。
- II 返済にあたっては、A氏から要請があった場合すみやかに本件株式（当社からG氏に譲渡された株式）で代物弁済することを誓約する。



エ. G氏による本件株式譲渡契約関係の確認

平成27年5月11日、当社からの取引内容確認において、G氏は、c社の株式を引き受けることを同意し、純粋な投資として自己資金をもって、当社からc社株式を取得したことを表明している。

オ. A氏への代物弁済と第三者への株式譲渡

- ① 平成30年6月12日、A氏は、G氏より本件貸付金の代物弁済として、本件株式の譲渡を受けた³⁷。
- ② 平成30年7月31日、A氏から株式会社1（以下「1社」という。）

³⁷ G氏とA氏の株式譲渡契約書

へ、本件株式のうち 400 株が譲渡された³⁸。

③ 平成 30 年 11 月 29 日、A 氏から 1 社へ、本件株式のうち 201 株が譲渡された³⁹。

(2) 会計処理上の問題点の検討

ア. 当委員会の判断

当委員会は、①当社から A 氏及び G 氏を通じて本件株式譲渡代金にかかる資金が循環しているかのようにも見える経緯があったとしても、当社と G 氏との間の譲渡契約により本件株式が移転していることに疑いはなく、よって、当社が、c 社を持分法適用会社から除外して行った会計処理に不適切な点はなかったものと判断する。

また、②当社は、本来不適切と評価され得る特別利益の計上を行うために本件株式譲渡を実施し、実態を伴わない持分法除外の処理を行ったものではなく、よって、c 社を持分法適用会社から除外して行った会計処理に不適切な点はなかったものと判断する。

イ. 理由

(ア) 問題点① 本件株式譲渡の実態について

a. 問題点の概要

本件株式譲渡の代金は、a 社から G 氏に貸付がなされ、その資金が当社に本件株式譲渡代金として支払われている。

そして、その資金は、A 氏が当社への貸付金の返済を受けた上で、G 氏に貸付けたものであり、本件誓約書では、本件貸付金について、c 社株式を以てする代物弁済が約定されている。

このような経緯からすれば、本件株式譲渡代金の資金が、当社→A 氏→G 氏→当社へと循環しているように見えること、及び当社の代表取締役である A 氏への代物弁済が約定されていることからすれば、本件株式譲渡契約締結当時において、当社、A 氏、G 氏との間において、将来に、再度当社が c 社株式を保有することが予め約定されていたのではないかと推測され得る。

したがって、持分法の適用は、投資会社の被投資会社への経営上の重要な影響力の有無により判断されるところ、当社による再度の本件株式取得が予定されていた場合には、当社が c 社を持分法適用会社から除外して行った会計処理は見せかけともいえる不適切なものであ

³⁸ 平成 30 年 7 月 31 日付株式譲渡契約書

³⁹ 平成 30 年 11 月 29 日付株式譲渡契約書

るとの疑念を生じ得ることとなる。

そこで、当委員会は、本件株式譲渡の時点において、当社がc社に対する経営上重要な影響力を回復するための再度の株式取得について、当社とA氏やG氏等との間で合意があったか等の点につき検討を行った。

b. 当委員会の検討

(a) 代物弁済の約定について

A氏とG氏は、本件誓約書において、本件貸付金についてc社株式を以て代物弁済を行うことがある旨の約定をしているところ、実際に、平成30年6月12日までに代物弁済が実行されており、A氏からG氏への本件貸付による資金の流れを巻き戻すように株式が再移転しているようにも見える。

しかし、株式取得資金調達のための貸付を行う場合、取得株式を以てする代物弁済、その他方法による担保の提供を受けることは一般に行われており、また本件株式譲渡時の時点において、G氏からA氏に対し、金員での本旨弁済がなされる可能性を否定する事情があったとも認められない。

したがって、本件誓約書だけを以て、将来必ず本件株式による代物弁済がなされると予定されていたともいえず、よって、本件株式譲渡当時において、A氏、及び当社が（A氏から）本件株式を再取得することが予定されていたとは認められない。

また、そもそも、持分法は、投資会社である当社が所有する被投資会社の議決権比率の20%以上を所有する場合に、被投資会社が持分法適用会社になるとするものであるから、A氏への代物弁済がなされたとしても、当社がc社に対する経営上重要な影響力を回復することにはならない。

よって、持分法の適用はあくまで当社によるc社株式保有に伴うものであることからしても、本件誓約書があったとしても、当社がc社への影響力を回復する予定があったとの評価はなし得ない。

(b) 当社からA氏への金員の流れについて（56頁の図の③）

本件株式譲渡の代金支払に用いられた3,000万円は、本件株式譲渡実行日である平成27年3月30日にA氏が当社から交付された金員が、G氏に貸し付けられたものであった⁴⁰。

⁴⁰ 本件誓約書及びA氏からのヒアリング等

そこで、当社からA氏への金員交付が、金銭消費貸借契約に基づくものであるならば、本件株式による代物弁済その他担保提供契約により、当社がc社に重要な影響力を回復することが予定され得ることになる。

しかし、当社からA氏へ金員の交付は、それまでにA氏が当社に対して行った貸付金の返済を受けたものであった⁴¹。

よって、仮にA氏が、G氏から本件貸付金の代物弁済を受けて本件株式を取得したとしても、さらにA氏から当社に本件株式が移転される根拠となる担保契約等の法律関係はないのであるから、本件株式譲渡代金の原資が、当社からA氏に交付された金員であったという事情から、本件株式譲渡当時において、当社が本件株式を再取得することが予定されていたと評価することはできない。

(c) 当社と会計監査人のメールとc社支配の意図の有無

i. 平成27年2月22日のメール

当社から当社会計監査人に対し、本件株式譲渡に関する相談の連絡として、以下のメールが送信された。

L先生

M先生から下記の返信を頂戴いたしました。

何故、このような質問を差し上げているかですが、19%をA社長で31%をc社が持つなら、お訊ねもしません。

A社長の考えは、実質権利を保有しつつ金融機関から要請を受けて連結外しができるかという意図です。

小職が全面的に肯定している訳ではありませんが、あまり時間もなく、できればL先生またはN先生からA社長の直接お話しいただければと考えております。

31%はcまたはJ社長としない場合、A社長が考えられる候補者（または社）の誰なら円滑に事が運ぶかをご指導いただければと思います。

⁴¹ 当社とA氏の金銭消費貸借契約書、当社補助元帳及びA氏からのヒアリング

ii. 平成 27 年 3 月 16 日のメール

当社会計監査人は、上記 i の当社メール連絡を受けてから、当社に対し c 社株式保有及び本件株式譲渡の目的について協議の上、その確認をするために、以下のメールを当社に送信した。

B 様

お世話になっております。
拝見しました。
これでよいかと思います。

とにかく趣旨は、「イメージ社としては、c の融資条件をクリアするために株式を第三者に一部譲渡し連結から外した。従前からそうだったが、c 社の経営に口を出す気はなく、経済的利益を得ることができればいいと考えている。

上記のようにすることがイメージ社の利益（株主の利益）に最も貢献する方策と考える。」ということかと思います。

L

(d) 本件株式譲渡についての当社の意図

当委員会のヒアリングにおいて、当社が本件株式譲渡の実施について相談をしていた当社会計監査人の L 会計士より、当委員会のヒアリングにおいて、上記 2 月 22 日のメールを受けて、A 氏との間において、主にソフトウェア開発事業を行う当社が、海砂利採取業等当社の目的としていない事業を行う c 社の経営を当社が支配できるものではないので、株式保有の目的は、あくまで、c 社事業による経済的利益を追求することであることを確認した、との報告がされた。

L 会計士の報告のとおり、当社がノウハウを有しない海砂利採取事業を行う c 社の経営をコントロールすることは困難であり、当社も c 社の経営への関与を行えるとは考えていなかったであろうから、当社の c 社株式保有の目的は、3 月 16 日のメールにあるようにあくまで c 社事業による経済的利益であったものと認められる。

以上の事情からすれば、会計監査人との確認にもあるとおり、当社は、本件株式譲渡に際しても、c社の経営に対する影響力維持を企図していたものではない。

また、事後的な事情ではあるが、A氏は代物弁済で本件株式を取得しても、当社に譲渡することなく、第三者に譲渡を行っているので、本件誓約書の代物弁済の約定の目的は、あくまで債権回収のための担保提供を受けることにあり、c社への影響力維持の目的はなかったものと推測できる。

以上の検討から、当社には、株式譲渡がなされた後もc社に対する重要な影響を与える意図も実態もなかったものと認め得る。

(イ) 問題点② 会計対策の意図について

a. 問題点の概要

当社は、c社を持分法適用会社から除外した結果として、6,000万円の特別利益を計上しているところ、本件株式譲渡時に、実態としてはc社の影響力維持を意図しつつ、持分法適用を除外して、会計処理を行ったのであれば、その実態に反する不適切な会計処理を行ったのではないかとの問題点が生じ得る。

b. 当委員会の検討

(a) 結論

これまでに検討しているとおり、当社は、c社株式を保有するにあたり、同社の経営を行う目的はなかったのであるから、本件株式譲渡を行う動機においても、c社の経営への参画が可能か否かは関係なかったといえる。したがって、c社の持分法適用を除外しての会計処理には、重要な影響を与えつつも、会計上は持分法を除外するとの不適切な意図はなかったものといえる。

(b) 本件株式譲渡の目的について

本件株式譲渡に関して、当社が不適切な会計処理を行う目的は認められないが、念のため、本件株式譲渡を行うに至った経緯を整理し、その目的において不適切な点がないことを確認する。

i. c社から当社への要請

c社は、平成24年の不渡事故により、民間銀行との取引を行うことが出来なくなっている中で、沖縄県内の公的金融機関に事業

資金融資の相談をしたところ、融資の検討は可能であるが、沖縄県における事業振興、雇用創出等沖縄県経済振興の目的での融資であるため、融資資金が県外事業に流用されない必要があるとされた。

そして、融資資金の県外流出のおそれがないことを確認するためにも、東京の親会社である当社による影響力を排するために、c社への持分法適用を除外する対応の要請を受けた⁴²。

ii. 当社の判断

当社は、c社との間において、c社の海砂利採取量に伴うコンサルタント報酬の支払を受ける契約を締結していたところ、c社が、金融機関から事業資金の融資を受けて船舶増設を実現させることが当社の利益に繋がるものと判断し本件株式譲渡を行うに至った⁴³。

よって、本件株式譲渡は、c社の要請事項であるものの、当社は自社の利益を損なわず、売上にも繋がるものとして本件株式譲渡を行う判断をしているのであるから、本件株式譲渡は当社の経営判断による適切な目的を以て行われたものであると認められる。

ウ. 会計基準に基づく検討

(ア) 会計処理の根拠となる基準等

「持分法に関する会計基準（企業会計基準第16号）」

第5項「関連会社」とは、企業（当該企業が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の企業をいう。

第5項の2「子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次の場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、

⁴² 「持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）及び特別利益の発生に関するお知らせ」（平成27年3月26日付当社IR）、及びc社J氏からのヒアリング

⁴³ 当社取締役会議事録（平成27年3月26日付）

この限りでない。

- (1) 子会社以外の他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、当該企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。）の議決権の 100 分の 20 以上を自己の計算において所有している場合
- (2) 子会社以外の他の企業の議決権の 100 分の 15 以上、100 分の 20 未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合
 - ① 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者が自己が子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の企業の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること
 - ② 子会社以外の他の企業に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること
 - ③ 子会社以外の他の企業に対して重要な技術を提供していること
 - ④ 子会社以外の他の企業との間に重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引があること
 - ⑤ その他子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること
- (3) 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子会社以外の他の企業の議決権の 100 分の 20 以上を占めているときであって、かつ、上記(2)の①から⑤までのいずれかの要件に該当する場合

(イ) 本件についての検討

本件株式譲渡において、当社の c 社株式の保有比率は 19.95%となったことから、上記第 5 項の 2 (2) に該当し、①～⑤の要件への該当の有無を検討する。結果として、下記のとおり当社は c 社の財務及び営業

並びに事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるとはいえないものと判断する。

項目	要件	検討
①	役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の企業の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること	<p>当社の取締役であるB氏が取締役であるため形式的に該当するものの、業務提携契約に基づき新規事業推進のサポートを円滑に行うためであり、c社の財務や営業又は事業の方針に重要な影響を及ぼす意図はない。</p> <p>c社はJ氏のワンマン企業であり、役員1名を派遣したところで会社の方針に重要な影響を及ぼすことができるとは考えにくい。</p>
②	子会社以外の他の企業に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること	<p>平成27年3月期末において355百万円の貸付金が存在するが、c社の借入金総額のうち、当社による貸付の比率は23.6%であり、これをもって重要な影響を及ぼすことができるほど高い比率とは必ずしも言えず、また、当社とc社の基本契約上、当社はc社に対し必要な資金を提供することとなっていることから、当該貸付は契約上の義務の履行にすぎず、これにより当社がc社に対し重要な経営上の影響力をもつという性質ではない。</p>
③	子会社以外の他の企業に対して重要な技術を提供していること	該当なし。

④	子会社以外の他の企業との間に重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引があること	業務提携契約に基づく取引のみであり、重要な事業上の取引には該当しない。
⑤	その他子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること	該当なし。

5. d社の化粧品原価率変動に関する問題

(1) 前提となる事実関係

ア. d社、m社及びn社の概要

(ア) d社の概要

商号	株式会社d
本店所在地	東京都中央区
会社成立の年月日	平成21年
目的	医療及び医療事務、美容、健康、スポーツに関する調査、研究業務 医薬品、動物医薬品、医薬部外品、歯科材料、衛生用品及び化粧品等の化学製品に関する輸出入貿易業務
株主	不動産の保有、賃貸借並びに監理業務 その他 当社が株式の100%を保有（平成26年3月期～平成30年3月期の有価証券報告書より）

(イ) m社の概要

商号	株式会社m
本店所在地	東京都港区
会社成立の年月日	昭和48年
目的	医療用機器の製造及び販売 産業廃棄物処理装置の製造及び販売 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売
株主	株式会社n： 70,000株 A氏： 53,300株 O氏： 13,700株

(ウ) n社の概要

商号	株式会社n
本店所在地	東京都三鷹市
会社設立の年月日	昭和60年
目的	不動産の所有、売買、交換、賃貸借及び管理 各種事業への投資及び有価証券の保有、運用
株主 ⁴⁴	P氏：25% Q氏：25% R氏：25% S氏：25%

⁴⁴ A氏の配偶者及び子

イ. d社の事業について

d社は、平成26年4月～平成27年3月の期間において、不動産賃貸等業及び化粧品販売業を行っていた。

各事業の損益は以下の表のとおりである。

PL	売上	①不動産転売等	Q1			Q2			Q3			Q4			年度計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
			実績	修正予算	実績											
			4,650	4,526	4,534	4,379	4,528	4,808	4,823	4,955	5,012	5,051	4,968	5,212	5,078	57,312
		②化粧品販売	4,958	4,972	4,431	5,744	4,724	4,407	5,347	5,320	6,437	4,894	5,036	6,600	6,028	62,298
		(前年比)	(65%)	(69%)	(72%)	(87%)	(85%)	(81%)	(86%)	(103%)	(89%)	(97%)	(106%)	(99%)	(90%)	(84%)
		(前年売上)	(7,614)	(7,229)	(6,183)	(6,588)	(5,549)	(5,451)	(6,236)	(5,187)	(7,210)	(5,060)	(4,757)	(6,699)	(6,699)	(73,764)
			9,608	9,498	8,964	10,123	9,252	9,215	10,170	10,275	11,449	9,945	10,005	11,812	11,106	119,610
	売上原価	①不動産転売等	5,532	5,563	5,659	5,795	5,745	5,963	5,574	5,797	5,677	5,710	5,574	5,699	5,638	68,227
		②化粧品販売	1,644	1,608	1,480	4,108	3,354	3,175	3,129	2,893	3,490	459	1,121	1,320	1,339	27,800
			7,176	7,170	7,139	9,903	9,099	9,138	8,703	8,690	9,167	6,169	6,696	7,019	6,977	96,027
	売上総利益	①不動産転売等	▲ 882	▲ 1,037	▲ 1,125	▲ 1,416	▲ 1,216	▲ 1,155	▲ 751	▲ 842	▲ 665	▲ 659	▲ 607	▲ 487	▲ 560	▲ 10,915
		②化粧品販売	3,314	3,364	2,951	1,636	1,370	1,232	2,218	2,427	2,947	4,435	3,914	5,280	4,690	34,498
			2,432	2,327	1,826	219	153	77	1,467	1,585	2,282	3,776	3,309	4,793	4,129	23,583
	販管費		4,213	3,944	4,305	4,027	4,495	3,691	3,817	3,283	3,650	2,944	3,103	2,506	3,117	44,589
	営業利益		▲ 1,780	▲ 1,617	▲ 2,479	▲ 3,808	▲ 4,342	▲ 3,614	▲ 2,351	▲ 1,698	▲ 1,368	823	205	2287	1013	▲ 21,007
	営業外利益		239	102	86	15	18	140	5	24	75	14	3	5	52	773
	営業外費用		245	258							0					503
	経常利益		▲ 1,784	▲ 1,772	▲ 2,393	▲ 3,793	▲ 4,324	▲ 3,474	▲ 2,346	▲ 1,674	▲ 1,293	846	206	2292	1064	▲ 20,737
CF	現金残															4,053

ウ. d社の化粧品取引と原価率について

d社の化粧品販売事業では、製品の仕入れはm社から行っていた。

平成26年4月～平成27年3月の間における、d社の化粧品の原価率は以下の表のとおりである（なお、平成27年3月を以て化粧品販売事業は終了している）。

H26. 4	H26. 5	H26. 6	H26. 7	H26. 8	H26. 9
33. 40%	32. 70%	33. 30%	71. 90%	72. 60%	73. 10%
H26. 10	H26. 11	H26. 12	H27. 1	H27. 2	H27. 3
59. 40%	54. 20%	54. 80%	9. 40%	22. 30%	22. 20%

(2) 会計処理上の問題点の検討

ア. 当委員会の判断

当委員会は、平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月における d 社の化粧品販売における仕入率減少は、関連当事者取引を適正な価格によるものへと変更する適切な対応であり、利益のかさ上げを意図して費用を減少させる会計操作を行ったものではなく、当社の会計処理に不適切な点はなかったものと判断する。

イ. 理由

(ア) 問題点の概要

d 社の化粧品販売事業における仕入率は、平成 26 年 12 月では 54.8%であったが、平成 27 年 1 月では 9.4%となり大幅に減少している。その後、平成 27 年 2 月は、22.3%、同年 3 月は、22.2%と推移している。

このような仕入率推移は、d 社の化粧品製品の仕入先である m 社との協議の結果によるところ、m 社の株主構成によれば、同社の意思決定は実質的には、当社（A 氏）によって行うことが出来るという事情があった。

したがって、取引金額が一定の重要性以上となった場合に開示対象となり、取引条件及び取引条件の決定方針等を開示する必要がある。関連当事者との取引は、その性質上価格を操作しやすい傾向があるため、当該開示においては、財務諸表利用者に対し最も説明可能な内容として、「一般的な市場価格を勘案し、取引金額を決定している」旨を記載するのが一般的である。仕入先の変更によらずして、仕入率（費用）の大幅な減少によって利益が増加している本件では、当社による決算対策のための意図的な仕入率操作によるものであり、不適切な会計処理がなされたのではないかと、との問題が生じ得る。

(イ) 当委員会の検討

a. 当社の説明

平成 27 年 1 月以降において化粧品製品の原価率が減少した事情についての当社の説明は以下のとおりである。

m 社は、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社にあたり、同社からの化粧品の仕入は関連当事者との取引に該当する。

したがって、d 社と m 社間の個別取引については、一般的な市場価格を勘案し、公正な取引金額を決定する必要がある。

通常、化粧品の原価率は、一般的に 30%～40%程度とされている⁴⁵ところ、d社のm社からの仕入原価率は、平成26年4月～12月の期間の平均で53.9%であり、一般的な市場価格による取引と評価することについて適切性に疑義が生じていたものといえる。

そこで、平成27年1月15日、当社とd社とで協議を行い、d社とm社の化粧品取引を一般的な市場価格での取引とするための対応が必要であるとの判断に至り、通期として、業界の適切な原価率の範囲内と判断し得る35%～40%とすることが確認された⁴⁶。

b. 原価率変更の適切性

平成26年4月～12月の期間における、d社のm社からの化粧品購入の原価率は平均約53.9%であり、業界全体の仕入率と比較して高い率であったといえる。

したがって、当社としては連結子会社との協議の上で、化粧品原価率が一般的な水準になるよう、取引価格を見直したにすぎず、利益を増加させるための決算対策としての操作として、費用をことさらに減少させたものではないといえるから、関連当事者との間の取引を公正に行うための対応を行ったにすぎないという当社の説明に不合理な点もないといえる。

また、平成26年3月以前の原価率、及び平成27年4月以降の原価率も、業界平均である35%～40%の水準に保たれていることから、平成27年1月～3月において原価率を低くしたことは、一時的な決算対策ではなく、平成26年7月～平成26年12月の高い原価率を補正した適切な対応と判断しうる。

ウ. 会計基準に基づく検討

(ア) 会計処理の根拠となる基準等

「関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第11号）」

第5項（3）「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、次に掲げる者をいう。

…(省略)…

⁴⁵ 例えば、平成26年度及び平成27年度における、国内の同業他社の平均原価率はそれぞれ29.6%、29.4%であり、このうち相対的に原価率の高いo株式会社で同45.1%、44.7%、株式会社pで45.3%、45.6%である。

⁴⁶ 「ミーティングメモ」と題する議事録、当社B氏からののヒアリング

⑧ 親会社の役員及びその近親者

…(省略)…

⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社

第 10 項 開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに、以下の項目を開示する。

…(省略)…

(5) 取引条件及び取引条件の決定方針

…(省略)…

「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 13 号）

第 13 項 法人又は個人の別、支配又は被支配の別、影響力の度合などに基づき、関連当事者は以下に示す 4 つのグループに区分する。開示に際しては、各グループに適用される重要性の判断基準（第 15 項及び第 16 項参照）に従って開示の要否を判定し、開示を要する事項について当該各グループ順に並べて開示するものとする。

…(省略)…

(4) 役員及び個人主要株主等（財務諸表作成会社の役員・個人主要株主等のグループ）

…(省略)…

③ 親会社の役員及びその近親者（会計基準第 5 項(3)⑧）

…(省略)…

⑤ ①から④に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社（会計基準第 5 項(3)⑩）

第 16 項 関連当事者が個人グループ（第 13 項(4)）である場合、関連当事者との取引が、連結損益計算書項目及び連結貸借対照表項目等のいずれに係る取引についても、1,000 万円を超える取引については、すべて開示対象とする。

(イ) 本件の検討

m社は当社の役員であるA氏に 38.9%、O氏に 10%保有されており、かつ代表取締役であるA氏の近親者が 100%保有するn社によって 51.1%を保有されている会社であり、上記第 5 項(3)⑩にあたることから、関連当事者に該当する。また、第 13 項(4)に該当し、1,000 万円を超える取引についてはすべて開示対象になるところ、平成 27 年 3 月期においては、商品の仕入金額 27,778 千円であり、開示

の重要性基準を上回るため、関連当事者取引として開示が必要になる。

6. e社に対するコンサルタント業務に関する売上及び売掛金の問題

(1) 前提となる事実関係

ア. f社との売買契約

平成18年8月1日、当社を売主、f社を買主として、要旨以下の内容において、当社商品のコールセンター用サーバー・PC一式を代金3,000万円で販売する売買契約が締結された(以下、「本件売買契約」という。)

- ① 支払方法 毎月577,500円の60回分割払(内訳 商品代500,000、分割払手数料50,000、消費税27,500円)
- ② 支払総額 3,465万円
- ③ 連帯保証人 T、U

イ. 債務の履行状況

平成24年8月2日時点における本件売買代金の支払の状況は以下のとおり。

支払済額 27,900,000円 (60回中48回支払分)
未払額 6,750,000円 (60回中12回支払分)
遅延損害金 810,000円

ウ. e社とのコンサルタント契約

(ア) 稟議

要旨以下の内容において、当社とe社とのコンサルタント契約締結についての当社稟議書が作成されている。作成日付は、平成25年12月1日である。

e社には、Web活用に関するコンサルタント業務の受託を折衝しておりましたが、この度合意に至りましたので、下記内容にて受託してよろしいかお伺いいたします。

- ① 契約金額 5,476,191円 (消費税273,809円を含めた合計5,750,000円)
- ② コンサルタント期間 2013年12月1日～2014年2月28日
- ③ 請求・支払 別途覚書を取り交わすが請求書は全額で発行する。
- ④ 売上計上部署 経営管理室に2014年2月に計上する。
- ⑤ 与信額 非継続取引の取扱いとして与信限度額は600万円に設定する。

(イ) コンサルタント業務委託契約の締結

当社と e 社との間において、要旨以下の内容においてコンサルタント業務委託契約が締結された（以下、「本件 e 社コンサルタント契約」という。）。契約書の日付は、平成 25 年 12 月 1 日である。

- ① 本件業務 当社は e 社の新規事業における Web 活用での市場および競合の調査・分析に協力し、顧客獲得に向け助言を行う。
- ② 契約金 e 社は当社に対して、本件コンサルタント業務の対価として、金 575 万円を支払う。
- ③ 支払方法 別途協議して定める
- ④ 契約期間 平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日とし、業務完了時点で検収書を交付し終了する。

エ. 債務承認弁済契約

当社と e 社及び連帯保証人 T 氏との間において、本件コンサルタント契約の代金の支払義務を認め、公正証書を作成するとの債務承認弁済契約が締結された。契約証書は 2 通有り、各契約日付は、①平成 26 年 11 月 6 日と②平成 26 年 12 月 9 日である。

(ア) 契約①

支払方法につき、平成 26 年 11 月末日に 75 万円、以降は毎月 50 万円の支払が約定されている。

(イ) 契約②

当社と e 社及び連帯保証人 T 氏との間において、本件コンサルタント契約の代金 575 万円のうち、既払金 50 万円を除く残代金 525 万円の支払義務を認め、支払を約する強制執行認諾文言付公正証書が作成された。作成日付は、平成 26 年 12 月 11 日である。

当該公正証書作成においては、当社、e 社及び T 氏の任意代理人が意思表示を行っている。なお、e 社及び T 氏の代理人は、当社取締役の B 氏である。

支払方法については、平成 26 年 12 月から平成 27 年 9 月まで毎月 50 万円、平成 27 年 10 月に 25 万円と約定されている。

なお、上記①契約と②契約は同一の債務について締結されたものであるから、現在は、後日に成立した②の契約が効力を有するものと考

えられる（以下、「本件債務承認弁済契約」という。）

オ. 金銭消費貸借契約

① 平成 25 年 11 月 8 日、当社から e 社に運転資金として 300 万円の貸付。

② 平成 25 年 12 月 26 日、当社から e 社に運転資金として、200 万円の貸付

（以下、上記二つの金銭消費貸借契約を「本件事業資金貸借契約」という⁴⁷。）

なお、①、②契約について、当社と T 氏は、連帯保証契約を締結している。

(2) 会計処理上の問題点

ア. 当委員会の判断

当委員会は、当社が e 社と締結した本件コンサルタント契約 には実態がないことから、本来は、本件コンサルタント報酬を売上計上することは出来ず、これを計上した当社の会計処理は不適切であったと判断する。

イ. 理由

(ア) コンサルタント契約関係の実態

a. 問題点の概要

本件 e 社コンサルタント契約の報酬金は 575 万円とされ、当該報酬金については、当社と e 社の間において、債務弁済承認契約が締結され、その支払義務が確認されている。

他方で、本件売買契約に基づき f 社が負っている代金は、平成 24 年 8 月 2 日時点の未払額 675 万円より 100 万円が返済された 575 万円であり、本件 e 社コンサルタント報酬金と金額が一致する。

そこで、本件コンサルティング契約関係に実態が認められない場合には、本件売買契約の代金債権の回収が困難となった代償として、同額のコンサルタント報酬の売上を計上することで、当社の利益を回復する目的があったのではないかとの疑念が生じ得ることから、当委員会において、本件コンサルタント契約関係の実態について調査を行った。

⁴⁷ 当社と e 社の「金銭消費貸借契約書」2 通

b. 当委員会の検討

(a) 当社の説明

当社は、e社の事業支援としてのコンサルタント業務の活動を行っており、実態のある売上計上として会計処理に不適切な点はなかったものと考えている⁴⁸。

(b) 本件 e 社コンサルタント契約の実態の検討

i. 契約関係の整理

当社と e 社ないし T 氏との間に生じた法律関係は以下のとおりである。

- ① 売買契約の代金支払債務の連帯保証契約（T 氏）
- ② 本件 e 社コンサルタント契約（e 社）
- ③ 本件債務承認弁済契約（e 社・T 氏）
- ④ 本件事業資金貸借契約（e 社・T 氏）

当社と e 社ないし T 氏との間において、現在までに、上記①～④以外の法律関係は存在しない⁴⁹。

このうち、当社が事業資金を融資して e 社を支援したとしても、対価としての報酬を得られるコンサルタント活動足り得ないので、当社が売上としての報酬金請求権を取得しうる根拠となる法律関係は、②のみである。

ii. 本件 e 社コンサルタント契約の実態

本件 e 社コンサルタント契約は、e 社の新規事業における Web 活用での市場及び競合の調査・分析に協力し、顧客獲得に向け助言を行うことを目的としている⁵⁰。

しかし、当社において当該コンサルタント活動を実施したことを示す資料はなく、加えて、当社説明も、当該目的の内容でのコンサル活動を行ったことはない、としている⁵¹。

したがって、本件 e 社コンサルタント契約の実態は極めて乏しいといわざるを得ない。

⁴⁸ 当社A氏からのヒアリング

⁴⁹ 当社B氏からのヒアリング

⁵⁰ 当社と e 社の「コンサルタント業務委託契約書」

⁵¹ 当社B氏からのヒアリング

ウ. 会計基準に基づく検討

(ア) 会計処理の根拠となる基準等

「企業会計原則 第二 三 B」によれば、「売上高は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とあり、会計理論上、実現主義による収益認識とは、「①商品又はサービスの顧客への提供」および「②対価としての貨幣性資産の獲得」の二要件を満たすことにより充足される。

(イ) 本件の検討

本件においては、上述のとおり当該コンサルタント活動を実施したことを示す資料はなく、加えて、当社説明も、当該目的の内容でのコンサル活動を行ったことはないとされている。

実態が把握できない以上、当然のことながら「①商品又はサービスの顧客への提供」及び「②対価としての貨幣性資産の獲得」のいずれの要件も満たしておらず、収益認識は認められず、平成 26 年 3 月期に計上された e 社に対する売上及び売掛金を取り消す必要がある。

第5. 再発防止策の提言

1. コンプライアンス意識改革の必要性

(1) 企業トップの意識改革の必要性

ア. 問題点

当委員会の調査事項の一つに、当社が、「Web活用での市場および競合の調査・分析に協力し、顧客獲得に向け助言を行う。」との目的を定めたコンサルタント業務委託契約を締結したものの、活動の実態がまったくなく、その報酬金を売上として計上することは明らかに不適切と見られた事例があった。

当委員会の調査の過程において、当該事例への直接の関わりのあった当社経営陣の一部より、当該契約関係についてはコンサルタントの実態があったものと認識している旨の当委員会への報告がなされた。

調査の結果、当社は、上記コンサルタント契約を締結した相手企業に対し、貸付を通じての企業支援あるいはコンサルタントを行っている案件もあったが、金銭消費貸借だけであって、コンサルタントは行っていない案件もあり、コンサルタント報酬請求権が発生する企業活動とは認められない取引もあった。

このように、当社経営陣の一部には、報酬が発生する実態ある企業活動がないにもかかわらず、売上として計上することができるものと認識する等、規範意識を欠く役員が存在するものと言わざるを得ず、企業トップらのコンプライアンス意識改革が急務である。

イ. 改善策

当社経営陣においては、法令及び社内ルールを遵守する意識の醸成が重要な課題であるといえる。

まずは、当社企業トップに意見を進言出来る経営陣を構成する必要があり、そのためには、当社とは独立した社外取締役（現在は選任されていない。）の選任が有用である。

また、当社は、内部監査室、コンプライアンス委員会、及びリスク管理委員会を設置しているものの、形骸化していると言わざるを得ないため、独立した専門家や有識者の参加により、実質的な機能を有する企業統治体制とする必要があるものとする。

(2) 企業内組織間の管理及び牽制の必要性

ア. 問題点

当社役員からのヒアリングでは、当社意思決定の実態について、重要な

問題については口頭で物事が進んでしまう会社であり、社内で提案を募り意思決定するということではなく、代表取締役とその他の取締役 1 名のみで意思決定されている実態があるとの報告がされた。

また、当社内部監査室は、社長直轄下の組織と位置付けられているが、取締役を独立した立場から監督する現任監査役が、内部監査室長を兼任しており、代表取締役を監督するはずの監査役が、代表取締役の直轄下の役職にも在るため、組織構成において、経営監督体制の実効性を期待できない状態となっている。

その表れの例としては、当社企業トップの決定による新規事業の売上計上の判断に必要な情報が監査役に伝達されず、また、そのような企業トップが持ち込む案件の適法性や適切性は、内部監査室の検討事項の範囲外であるとのことであった。

このように、当社では、職務権限の代表取締役への集中が顕著であり、重要な経営判断の意思決定過程が、代表取締役その他一名の取締役以外の取締役、監査役、内部監査室、及び会計監査人にとって不透明な部分が多く、コンプライアンスを遵守する目的での企業内組織間の牽制が不十分となっている。

イ. 改善策

当社では、企業経営にとっての重要事項が取締役会に諮られることなく、企業トップの判断を以て決定されている事例が多く、意思決定の過程に不透明さがあり、企業内組織による監督及び牽制が働いていないと言わざるを得ない。

そこで、コンプライアンスを徹底する目的での企業体としての意思決定過程の透明性を図るための方策としても、コンプライアンス委員会や業務監査委員会等の企業統治体制の機能を回復する必要があると考える。

2. ガバナンス強化の必要性

(1) 問題点

当委員会の調査の結果、当社における重要な経営判断事項、コンプライアンス遵守の確認が必要となる案件の意思決定過程が、監査役その他の監督機関にとって不透明であると認められる。

例えば、役員の一部からは、当委員会の調査事項のうち、売上計上の根拠となるコンサルタント契約関係に実態がなく、その計上を取り消さなければならない問題について、後から知らされた、との報告がされた。

また、当社は、案件について社内で意見を募り議論するのではなく、役員

の知らないところで、社長が意思決定を行うケースがあるのではないか、との言及もあった。

このように、当社は、経営上重要な問題についても、取締役、監査役及び社外監査役にとってさえもブラックボックスの中で意思決定がなされているおそれがあるので、その改善が急務である。

(2) 改善策

当社は、役員相互の牽制のもとで、コンプライアンスを重視しながら、企業にとって最善の判断を行うための意思決定を行うガバナンス体制が不十分と言わざるを得ない。

加えて、意思決定過程の不透明性ゆえに、監査役その他の機関による経営陣に対する監督及び牽制の実効性が乏しいことから、社外取締役（現在は選任されていない）の選任、社外監査役の改選、社外メンバーによる業務監視委員会の設置等の対策がガバナンス体制の構築に有用であると考えます。

3. 法務担当部門及び経理担当部門の充実の必要性

(1) 問題点

当社においては、経営管理室長であるB氏が、契約書作成等法務関連業務、及び会計監査人との協議をはじめとする決算対応業務を兼任している。

しかしながら、当社で作成された契約書類の中には、文言の使用が正確ではないために解釈に疑義が生じたケースや、契約期間と実際の当社業務期間が整合しないため、業務の実態に疑義が生じたケースがあること等が、会計不正の指摘を受ける一因となっていることを否定できない。

また、当委員会の調査事項の多くについては、その決算対応について、会計監査人に対してしかるべき相談がなされていれば、適切性を疑われることが防げた事例が認められる。

そもそも、当社がコンサルティング業務という新規事業を開始するにあたり、関連する内部統制の構築や、会計処理の適否に関する検討が行われなかったという組織体制にも問題がある。

この点に関しては、B氏は、自身について、当社に入社して初めて企業会計、経理を担当することになり、平成26年3月期当時は、経理の知識がなかったと報告している。

他方で、役員の一部からは、監査法人と打ち合わせできるのはB氏以外におらず、当社にとってB氏はなくてはならない人である、と報告がされた。

(2) 改善策

当社の法務関連業務、決算対応業務を適切に行うための体制が不十分と言わざるを得ない。十分な法的知識と素養のある複数の職員で構成される法務部や会計処理の豊富な経験を有する職員を会計監査人対応に充てるといった見直しが必要である。

また、個々の業務につき経理・会計処理を不備なく行うための業務管理の内部体制の構築も併せて必要である。

以上